

令和 3 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

6 月 17 日 開会 ～ 6 月 18 日 閉会

富岡町議会

令和3年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月17日（木曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	5
開 会（午前 9時00分）	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	13
安藤正純君	13
佐藤教宏君	27
渡辺正道君	40
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	53
○散会の宣告	56
散 会（午後 2時14分）	56

第2日 6月18日（金曜日）

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	60
○出席議員	60
○欠席議員	60
○説明のため出席した者	60

○事務局職員出席者	6 1
開 議 （午前 9時00分）	6 2
○開議の宣告	6 2
○議事日程の報告	6 2
○会議録署名議員の指名	6 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 2
○委員会報告	1 0 1
○動議の提出	1 0 4
○閉会の宣告	1 0 5
閉 会 （午後 1時53分）	1 0 6

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和3年6月17日(木) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 7号 令和2年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 8号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 9号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第10号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第56号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第57号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第58号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第59号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第60号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第62号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 3 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 5 号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 6 号 工事請負契約について
議案第 6 7 号 工事請負契約の変更について
議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 0 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 2 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 7 号 令和 2 年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 8 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 1 0 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
議案第 5 1 号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
議案第 5 2 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 3 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 4 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 5 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 6 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 7 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 8 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 9 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 0 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 1 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 2 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 6 3 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 5 号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 工事請負契約について
- 議案第 6 7 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 7 0 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 7 2 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 報告第 7 号 令和 2 年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 8 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 1 0 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 議案第 5 1 号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 議案第 5 2 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 3 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 4 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 5 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 6 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 7 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 5 8 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 9 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 0 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 1 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 2 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 6 3 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 5 号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 6 号 工事請負契約について
議案第 6 7 号 工事請負契約の変更について
議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 0 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について
議案第 7 2 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 7 号 令和 2 年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第 8 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第 1 0 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

○出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 堀 本 典 明 君 | 2 番 | 佐 藤 教 宏 君 |
| 3 番 | 佐 藤 啓 憲 君 | 4 番 | 渡 辺 正 道 君 |
| 5 番 | 高 野 匠 美 君 | 6 番 | 遠 藤 一 善 君 |
| 7 番 | 安 藤 正 純 君 | 8 番 | 宇佐神 幸 一 君 |
| 9 番 | 渡 辺 三 男 君 | 1 0 番 | 高 橋 実 君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 野 剛 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	植 杉 昭 弘 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	志 賀 智 秀 君
住 民 課 長	猪 狩 力 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産業振興課長兼 農業委員会 農務局長	坂 本 隆 広 君
参 事 兼 都市整備課長	竹 原 信 也 君
教育総務課長	飯 塚 裕 之 君
生涯学習課長	佐 藤 邦 春 君
参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 直 人 君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松 本 真 樹 君
郡山支所次長	前 田 聖 子 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 査 査 係 主 査	黒 木 裕 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月9日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から18日までの2日間とする旨の答申を受けております。ご報告いたします。

次に、令和3年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書2件を受理し、この写しを委員会報告書の77ページから81ページまで添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査を報告いたします。

3監第3号、令和3年6月17日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和3年2月・3月・4月（令和2年度予算4月支出分・令和3年度4月分）。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和3年3月22日・4月20日・5月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙は朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第12号、令和3年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 6月定例会の会期及び日程について、(3)

その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年6月9日午前8時52分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件4件、同意案件1件、人事案件10件、条例の一部改正案件4件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更案件5件、補正予算案件1件、合計26件。(2)6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月17日から18日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。

①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情2件について議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第13号、令和3年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第206号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第206号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は記載のとおりです。お読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第206号の編集について。とみおか議会だより第206号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、町立富岡小学校の卒業式の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、令和3年3月に富岡第一中学校を卒業した4名に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第206号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第206号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第14号、令和3年6月17日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年2月・3月・4月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた当社の対応について。（3）その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。日本海溝津波への備えに対応するため、「日本海溝津波防潮堤」の新規設置工事を2021年6月中旬以降をめどに着工し、2023年度下期の完成を目指すとして説明を受けた。議員からは防潮堤の補強及び津波が防潮堤を越えた際のこと視野に入れた設備等の要望が出された。瓦礫類コンテナの点検計画について、瓦礫等の分類及び保管方法、保管するコンテナの点検計画について説明を受けた。議員からは、目視での

点検方法等について質疑が行われた。(2) 多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた当社の対応について。多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針が決定されたことを受け、基本姿勢などの考え方から設備の設計及び運用、安全性の確認、風評被害への対策等について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。議員からは、より安全性を高めるため、全ての核種において検出限界値未満を目指すよう何度でも処理を引き続き実施すること、丁寧な賠償をすることなどの要望が出された。(3) その他。議員より廃炉の最終的な形について、今後の話合いについての余地を持つよう東京電力ホールディングス(株)に求めた。3、その他。

説明はこれで終わります。

○議長(高橋 実君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 改めまして、おはようございます。令和3年第3回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まずは、福島第二原子力発電所の廃止措置に関してご報告をいたします。福島第二原子力発電所の廃止措置計画につきましては、原子力規制委員会が保安規定の変更とともに4月28日に認可し、また福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書第4条に基づき設置されている福島県原子力発電所安全確保技術検討会より、廃止措置計画に関する検討報告が今月8日にありました。これらを踏まえ、福島県並びに楡葉町と歩調を合わせ、廃止措置の実施について事前了解をいたすこととして、昨日了解する旨の通知を東京電力にいたしましたので、ご報告をいたします。

福島第二原子力発電所の全基廃炉につきましては、町民の皆様をはじめ、地域の多くの方々が進めてきたものであり、本町は言うに及ばず、双葉地方の復興、再生、そして活力ある創生を図っていく上で大変重要なものであります。東京電力には安全かつ確実な廃止措置の実現のための責任ある対応の継続を求めるとともに、廃炉作業への地元企業の参入や資材等の地元調達など、東京電力の取組の一つ一つが地域の活性化に寄与するものとなるように求めてまいります。また、廃止措置計画の進捗や作業の状況を定期的に報告いただくことも求めてまいり、東京電力の行動の一つ一つを継続してしっかりと監視してまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、福島第一原子力発電所に保管される多核種除去設備において処理した処理水、いわゆるALPS処理水の処分に関して申し上げます。町は、これまで町民の皆様をはじめ、国民皆様のご不安やご懸念を払拭するためには分かりやすく丁寧な説明を尽くすことが必要で、風評対策の詳細を早急に明らかにすることが必要であると申し上げてまいりました。町といたしましては、今後においてもこれまで以上の丁寧さで広く説明を尽くし、地域住民や関係者の皆様の理解が得られるよう、また国内はもとより諸外国の理解もしっかりと得られるような取組の継続を政府に強く求めてまいり、加えて

これまでの10年間における継続した対策をもってしても原子力事故に起因する風評被害を払拭できない状況を鑑み、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を講じていただくことが必要であると政府に強く求めてまいります。

また、東京電力には廃炉作業の一つ一つを安全かつ確実にを行うために、これまでの一連の事象で明らかになった管理体制の不備や脆弱さの改善に真摯に向き合い、早急なる管理体制の見直しと社員の方々をはじめ、関連企業の方々の意識の変革、向上に取り組まれるよう強く求めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関して申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に第4波の感染拡大に対応する状況にあり、流行の主体が感染力の強い変異株に置き換わりつつあると言われております。日本感染症学会などでは、従来より感染力が強い全く別のウイルスと考えなければならず、ワクチンが行き渡るまでは強力な対策を取らざるを得ないと訴えております。福島県においても、先月7日にステージ3の感染急増に入ったと判断し、翌日より緊急特別対策期間として人の流れを抑える、飲食時の感染リスクを抑えるとの取組に加えて、県独自の緊急事態宣言を発令し、徹底した取組を展開してはりましたが、先月末には状況に改善傾向が見られるとして宣言を解除しております。しかしながら、その後においても県内で感染クラスターが発生しているなどのことを踏まえれば、引き続き基本的な対応の徹底が必要な状況にあると認識しなければならないと考えているところです。

本町においては、これまで町内に感染クラスターの発生がないなど、多くの感染者が確認される状況にはありませんが、これは「偶然にも」と認識しなければならないことと考えており、町民の皆様には自分自身と大切な方の命を守るために感染拡大地域への不要不急の往来を控えていただくこと、また飲食は感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人とお願いいたしますとともに、手洗いや手指の消毒、マスクの着用など、基本的な対応の徹底を継続されるよう重ねてお願い申し上げます。

このような中、先月10日より65歳以上の高齢者の方々へのワクチン接種を町内において開始することができ、昨日の時点で町内にお住まいの高齢者の約80%の方々に第1回目のワクチン接種を受けていただいたところです。また、町外に居住される高齢の町民の方々においても、居住先自治体様のご理解とご協力によりワクチンの接種が始まっており、加えて政府より追加ワクチン配分があったことにより、今月14日からは配分されたワクチンの範囲の中で町内でのワクチン接種を希望される県内に居住する65歳以上の町民の皆様にも町内でワクチンを接種いただけるようにいたしました。7月以降には、64歳以下の町民の方々へワクチン接種券の発送を予定するところではありますが、ワクチンの配分状況が不透明であることから、この後のワクチン接種の展開を確定的にご報告できる状況にはないことをご理解くださるようお願いいたします。町といたしましては、国や福島県、また関係機関との情報交換を密にし、ワクチン接種を希望される町民の皆様への接種が早急かつスムーズに行われるよう最大限の取組を進めてまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い

いたします。

昨年より新型コロナウイルス感染症への対応を中心に町政の運営をしまいらなければならない状況が続いておりますが、震災と原発事故を後世に伝え、ふるさと教育の拠点となるアーカイブ施設の7月11日の開館を決定することができ、共生型サポート拠点施設整備工事の工事請負契約締結議案を今定例会に上程することができました。また、移住、定住に関する具体的な施策展開を検討する組織横断的な市内プロジェクトチームを立ち上げ、検討を深める準備ができるなど、コロナ禍の中にあっても各種事務事業を滞らせることなく進めることができしております。今年度のこれ以降においても職員的心を一つにして、本町を未来につなげ、将来を切り開く取組に果敢に挑戦してまいり、希望と笑顔あふれる富岡町の実現に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会には報告案件4件、同意案件1件、人事案件10件、条例の一部改正案件4件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更案件5件、補正予算案件1件の計26件の議案を提出しております。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて、大きく分けて2問順次質問させていただきます。

大きい1番、帰還困難区域における、復興の進捗状況と将来像について。（1）、特定復興再生拠点区域は令和5年春頃の解除を目指しているが、現在の整備状況と解除後の絵姿について伺いたい。

（2）、帰還困難区域の復興なくして町の真の復興、再生はないとの決意の下取り組んでいるが、小良ヶ浜・深谷地区の現状と将来像について伺いたい。

大きい2番、新型コロナウイルス対策について。（1）、政府は本年7月末まで65歳以上の高齢者へ2回のワクチン接種を終了させると言っているが、町内及び避難先での接種状況について伺いたい。

（2）、変異型ウイルスによる感染拡大が心配されているが、公共施設、病院、福祉施設、事業所、

飲食店等における感染症対策は万全かについて伺いたい。

以上、大きく分けて2点よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、帰還困難区域における、復興の進捗状況と将来像について。（1）、特定復興再生拠点区域は令和5年春頃の解除を目指しているが、現在の整備状況と解除後の絵姿について伺いたいについてお答えをいたします。町は、特定復興再生拠点区域の絵姿をかつてのように自然豊かに人々が朗らかに生活できる地域とし、将来の居住人口動態や社会情勢に応じて柔軟に対応する考えの下、その実現に向け暮らしの再生、新たなにぎわいづくり、健康づくりを再生、発展を支える3本の柱に掲げ、計画的に住まいや交流、環境等を整備する富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランで全体工程などを含め、町民の皆様にご広くお知らせしています。計画認定から3年が経過した現在の整備状況につきましては、上下水道の災害復旧が年内に完了する予定であり、町営新田団地や夜の森公園の被害調査等の準備、公園整備や健康増進施設の検討など、おおむね計画どおりに進めています。一方、放射線量を低減する除染及び解体工事においては、他自治体の状況と比べて遅れが見られており、特に宅地に係る工事の進捗が鈍い状態となっています。このため、町は除染進捗率の向上や迅速な解体工事の施工、除染効果を検証する事後モニタリング結果の提示について、環境省をはじめ政府に対し強く働きかけるとともに、除染推進に向けた住民への周知協力や解体に関わる各種手続等の支援に取り組んでいます。今後も関係機関と共に現状と復興の時間軸を照らし合わせ、避難指示解除に向けて遺漏が生じないよう緊張感を持って取組を進めてまいります。

次に、（2）、帰還困難区域の復興再生なくして町の真の復興、再生はないとの決意の下取り組んでいるが、小良ヶ浜・深谷地区の現状と将来像について伺いたいについてお答えいたします。国は、特定復興再生拠点区域に位置づけられなかった地域における復興、再生の方向性をいまだ明らかにしていないことから、町は4月に開催された与党東日本大震災復興加速化本部による現地視察の際に、小良ヶ浜及び深谷地区の現状をご自身の目で確認していただくとともに、復興に向けた具体的な工程を早期に示すよう要望しました。また、6月には帰還困難区域を抱える5町村で構成する協議会としても同様に要望したところであり、これらの取組が夏頃に示される政府与党第十次提言に反映されることを期待しております。町といたしましては、これまでの復興、再生に向けた決意を変えることなく、当該区域の全てを除染することを求めながら、この地域の復興への足がかりとして特定復興再生拠点区域に面する周辺地域や拠点と往来する道路を主とする外縁除染の実施に向け、環境省との調整を進めております。また、特定復興再生拠点区域に隣接する国道6号東側周辺の土地活用を検討する調査にも着手し、土地所有者や帰還を希望する皆様の意向を伺ってまいります。引き続き国の動向を注視

するとともに、地域の声をしっかりと国に届け、一日も早い町全体の復興、再生に向け取り組んでまいります。

次に、2、新型コロナ対策について。(1)、政府は本年7月末まで65歳以上の高齢者へ2回のワクチン接種を終了させると言っているが、町内及び避難先での接種状況について伺いたいについてお答えいたします。町内にお住まいの高齢者の方々へのワクチン接種につきましては、4月26日より予約受付を開始し、5月10日より接種を開始しております。昨日現在395人が接種を受けており、来月上旬には2回目の接種がおおむね完了となるものと見込んでおります。町外に避難されている方につきましては、町に配分されたワクチンの量に限りがあったために、避難先自治体での接種をお願いしてきたところですが、自治体ごとにワクチン接種の進捗に差があり、かつ国のワクチン接種記録システムへの登録状況も自治体ごとに異なる状況にあるため、個別の接種状況の把握は今の時点では難しいところであります。町といたしましては、地域包括支援センターや社会福祉協議会の訪問活動の際などに町民がそれぞれ置かれている状況の把握や支援に努めているところであります。また、かねてよりワクチンの追加配分を要望してまいりましたところ、先月末に新たに1箱配分が決まったこと、町内医療機関のご協力が得られたこと、併せて町内に居住する高齢者のワクチン接種について一定の見通しが立ったことなどから、国が目標として掲げた7月末までにワクチンの接種を推進するために、配分されたワクチン数の範囲内で県内に避難されている65歳以上の町民に対しても、6月14日以降町内での接種枠を拡大して受け付けております。引き続き、国、県、関係機関との連携を密にしながら、希望される方が円滑にワクチンを接種できるよう取り組んでまいります。

次に、2、変異ウイルスによる感染拡大が心配されているが、公共施設、病院、福祉施設、事業所、飲食店などにおける感染症予防対策は万全か伺いたいについてお答えいたします。町政報告でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては流行の主体が感染力の強い変異株に置き換わりつつあると言われており、日本感染症学会などは従来より感染力が強い全く別なウイルスと考えなければならず、ワクチンが行き渡るまでは強力な対策を取らざるを得ないと訴えております。このような状況でありますので、町管理施設や関連団体においては所要の対策を継続して行っているところであり、特に学びの森や地域交流館など不特定多数の方々のご利用がある施設においては体温チェック機器や消毒液の設置をはじめ、徹底した対策を行っているところです。また、町職員をはじめ関連団体職員には、出勤前の体調チェックや体調の異常を感じた際は出勤を見合わせることにし、各施設から感染が拡大することのないように十分な注意を払うよう求めているところです。全国各地におけるこれまでの感染の状況からは、手洗いや消毒、マスクの着用など基本的な対応の継続、感染拡大地域への不要不急の往来自粛、飲食の際には小人数、短時間、いつも一緒にいる人と行うことなど、一人一人の感染予防行動が感染防止のための最も有効な対策とされており、町民の皆様には引き続きこれらの対応の徹底をお願いするところです。町内においては、今のところ多くの感染者が確認されているような状況ではありませんが、町管理施設や関係団体での対応の徹底は当然のこと、事業所や

飲食店などの対応についてもしっかりと促し、町内における感染の防止に向けて万全を期して取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

大きい1番の（1）から再質問いたします。平成30年3月9日、内閣総理大臣から富岡町復興再生拠点区域復興再生計画が認定されました。これに伴い、町でも国の認定があった日から2023年5月31日までの5年間の計画の期間とし、富岡町帰還困難区域再生構想として示しておりますので、残り2年となった現在の状況と将来について質問いたします。主に復興再生計画アクションプラン、この中から質問させていただきます。人と桜の共生ゾーン構想では、良好な居住機能の再生と桜をはじめとした観光資源を活用した花と緑あふれる町づくりとあります。また、復興再生計画アクションプランでは、再生、発展を支える3本の柱の一つに住まいの再生、買物環境の整備とありますが、夜の森地区の商業施設の考え方はどのように考えますか。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在のところ、解除後の居住者数や進出後の企業の採算性が取れない状況がありますので、民間の事業者の方の進出というのは厳しい状況にあると考えております。町のアクションプランでは、買物環境の整備というようなところをうたっておりますので、民間等の進出は厳しい状況ではありますが、現在検討を進めております健康増進施設整備の中でその中に買物環境を整えられないかというところで協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） と申しますと、富岡のさくらモールのように大きい建物を考えているということではなくて、健康増進センターの中に買物スペースを設ける、そういうような考えでしょうか。それは、あくまでも町が町営でやるのか、それとも公設民営で考えているのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） 現在のところ、さくらモールとみおかのような施設を新たに拠点内に整備するという計画はございません。先ほどと繰り返しになりますが、健康増進センターへの併設を検討しているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 質問にお答えいたします。

健康増進施設の中の買物環境の部分でございますが、現在検討中でございますが、詳細のことが決まっているわけではございませんが、計画の中では委託をする業者に買物環境の部分についても併せて委託をするということで考えております。なお、この先検討が進んでまいれば詳細なことをお伝えできると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり市場原理、これはお客様があって初めて店舗が進出ということになると思います。今健康づくり課長が述べたように、業者との調整をしても、買物をするお客様がいらっしやなければ赤字経営となりますので、ここはひとつ、例えばさくらモールの業者に移動販売のようなものをお願いするとか、富岡町の人口が増えて購買力が増してくるまでの間はいろんな策を考えるべきで、そういった交渉もすべきだと思うのですが、どのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

拠点内の解除につきましては、高齢者の方が当然先にお帰りになることは想定されております。そういう中で今ご提案をいただきました移動販売ということで、拠点内に限らず町内全体において有効な手段であると考えております。そちらにつきましては、現在いろいろと事業者からのご相談もいただいておりますので、そういうところを活用できるようなことで検討は進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長、何か補足あれば。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） アクションプランでは、買物環境の整備というものを掲げさせていただきました。平成29年4月の避難指示解除の際も、今さくらモールで活躍している企業と一緒に私どもも宿泊等々やっている方々の訪問をさせていただいて、リサーチをさせていただいた上でようやくこぎつけたという経緯がございます。現状においては、人の流れや居住者数の見込みがつかめていないということで、企業もかなり進出したくてもなかなかできないというような状況があります。ご提案ありました移動販売によってということは非常にありがたいご提案だと思っています。当然特定拠点の中ということもありますし、交通弱者にとってもそれは非常にありがたいこと、それから買物を楽しむという点でも非常に大切なことだと思いますので、これから随時企業と調整をさせていただき、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 次に、農用地活用ゾーンの構想では、既存の農業による営農再開にとどまらず、集団営農化や農業法人による新たな農業へのチャレンジ、また福島イノベーション・コースト構想に基づく長期の廃炉作業などに関連した産業の集積が図られるとありますが、農業にこだわらないという考えなのでしょうか。その辺の考えをよろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） こちらのゾーニングを設定する際には、基本的に社会インフラや地域資源の有効活用を考えていこうと、それから復興に伴う新たなニーズに対応する柔軟な豊かな構想を持って考えていこうという姿勢でこのゾーニングをさせていただきました。ご質問をいただきました農用地活用ゾーンでございますが、こちらにつきましては農業を主体と考えながらもあらゆる分野における産業が発展できるような農地活用、土地活用として考えるべきであろうということでゾーニングをさせていただいた経緯がございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 現在新夜ノ森川田地区農業復興組合員約12名が対象農地90ヘクタールの保全作業を行っております。営農再開を希望される方、大体人数とか面積とか、それは把握しているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） 現在新田、川田地区におきましては除染が完了しまして、保全管理組合が管理を行っているところであります。現在の拠点内で営農再開、このぐらい再開されるというようなところの数字は持っておりませんが、これまでも避難指示解除区域においてマッチング作業等を実施してきております。その中で区画が大きい農地等につきましては、ほぼ埋まってきているような状況もありますので、現在外部の農業法人等からも問合せをいただいている関係で、できましたら拠点内に誘導するというようなところで現在調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

続いて、森林再生モデルゾーン構想では里山再生モデル事業の結果を踏まえ、国、県、町の連携による今後の取組を検討するとあります。町の考えている森林再生と国、県が行う里山再生事業は内容が同じようなものなのでしょうか。違いがあれば、詳しく説明してください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

これまで町では、里山再生モデル事業ということでこれまで実施してきております。こちらにつきましては、役場周辺、グリーンフィールドのところでやっております。昨年度からモデルというものが取れまして、里山再生事業というところで実施をしております。議員の皆様ご存じでしょうが、環境省、林野庁、福島県が一体となって森林整備を進めるものであります。環境省については林道等の除染、林野庁につきましては間伐等を実施しております。福島県が放射線のモニタリングということで行っております。また、ふくしま森林再生事業というものも並行してやっておりますが、こちらにつきましてはあくまでも荒廃した森林を整備していくということで作業道の設置であったり、放射

性物質の土壌の流出を防ぐための木柵の設置、または間伐ということであります。そちらでやっておりまして、ふくしま森林再生事業につきましては、間伐をした木材について市場へ搬出することができている状況となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、補足あるか。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 生活環境課といたしましては、里山再生事業の中で環境省が行う除染事業ということで、そちらについてしっかりとやり方等々について協議を重ねて、しっかりと放射線量の低減が図られるように、事業の中で森林の放射線量の低減が図れるような施策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） なぜこういう質問をしたかといいますと、今まで国が行ってきたグリーンフィールド周辺のモデル除染とか、あと県が今考えているシイタケ栽培原木のそういった人間がなりわいとしているところ、そういったところだけの除染と、あとは私らが考える里山というのはやはり人が入れる可能性があるところ、これは全て平地であれば、私は里山かなと思うのです。当町においても、ため池除染なんかは一度ため池除染やっても、台風が来た、大雨が降った、そういったことでまた2度、3度、いちごっこのような除染をやっています。下草刈りを行うような除染と線量を下げる除染、これはおのずと中身が違ってくるのかなということを感じています。やはり町としては腐葉土、こういったものをかき出したり、あとは森林再生ですから林業のなりわいとして成り立つような除染、製材とか、あとはチップとか、そういったものを8,000ベクレル以下になって堂々と市場に出せると、そういうような除染を目指すべきだと思うのですが、少し国、県と町が温度差があるのかなと、町は強くそれを申し入れるべきだと思うのですが、もう一度よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在町内で実施している森林整備事業につきましては、里山再生事業のみが除染を実施できるものとなっております。議員からありました森林の再生というものにつきましては、やはり町としましては伐採した木材が市場に流通する、そこでお金が入るといようなところが、そういうところで循環していかないと山の再生というのはあり得ないと考えております。現在やはり線量の問題で木材を山から出せないというような状況もありますので、そういうところで今のところは国、県としての線量を下げための事業というのがありませんが、そこにつきましては将来的にも拠点等につきまして、特に線量が高いエリアになりますので、議員の皆様のお力をお借りしましていろいろと要望等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま産業振興課長から答弁したとおりでございますが、要望ということもありますので、私からも答弁させていただきたいと思います。

まず、森林再生に向けた考え方というのは、なりわいということを考えますと植栽、それから更新していく、製板して商品になっていくというのが本来の森林再生だと思っています。それについては国も同じ考えであり、町も同じ考えであります。一方で里山という部分については、認識が若干国と町の考え方が異なっているかと思えます。この4月に行われました与党の国会議員の皆様が現地視察の際は、里山というものをしっかり打ち込まなければいけないと考えまして現地を案内し、例えば自宅のすぐ裏が森林というところも、それは里山というものであって、森林を一概に除染しないというわけにはいかないよということを申し上げ、それは痛感していただいたものかと思えます。引き続き、なかなかハードルが高いところではありますが、しっかりと里山再生に向かって産業振興課と共に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの、産業振興課長、企画課長からの答弁にもありましたように、町が考える里山というところの定義というのがやはり宅地に隣接する森林、人が常に出入りするような、そういったところの森林の除染のメニューとございますか、やり方とございますか、そういったものをこれから考えてもらわなければならないかなと思っておりますので、その辺りも環境省と今後調整を図り、実施できるような体制が取れるようしっかりと協力を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 続いて、大きい1番の（2）に移ります。

本年3月に行われた全員協議会において、環境省から外縁除染の説明を受けましたが、これに伴って小良ヶ浜・深谷地区では何棟が対象になり、復興拠点内全体の何%くらいになる予定でしょうか。

○議長（高橋 実君） 10時15分まで休議します。

休 議 （午前10時04分）

再 開 （午前10時12分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 環境省におきましては、特定復興再生拠点区域内の線量低減のために、拠点と位置づけられた区域からおおむね20メートルの範囲の外縁除染を行うとしておりまして、これによりまして拠点に位置づけられている道路から20メートル範囲の除染解体も行うとしておりま

す。ご質問の解体の軒数の件でございますが、現在環境省と調整している中では約230軒の家屋のうち約130軒、約56%の家屋が解体の対象となる予定でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 230軒中130軒、56%ということなのですが、残った44%の方から見ればまた新たに取り残されたというような感覚になると思います。これは、あと44%しかないのだから、ぜひ全てやってもらえる方向に話を進めていってください。外縁除染で厳しければまた次の段階もあるかもしれないのですけれども、そこは努力してください。

原子力災害対策本部及び復興推進会議の帰還困難区域の取扱いに関する考え方によると、復興拠点外地区の中長期的な復興に向け、市町村が帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を作成した場合には、国はこれを踏まえるとあります。町では、この地区において何らかの計画を立てるべきではないかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今議員が申し上げられたとおり、町の中長期的な構想なり計画があればそれに従って支援していくという形で国のほうもなっております。それを受けまして、平成29年の12月には帰還困難区域全体の再生構想を先に示させていただきました。また、今般特定拠点と面する地域における土地活用に関する調査もさせていただくという形で進めております。本来交付金等については、まだ先が見えていない地域における交付金充当というのはあり得ないことでありますが、そこは国の支援という形で求め、国もそれをのんでいただいたと考えてございます。さらには、防犯関係での対策等にも支援をいただいているところであります。これからまたこの調査によっていろいろと明らかになってくるかと思いますが、それによってまた議会とも相談させていただき、小良ヶ浜・深谷地区における土地活用関係を示すことによってさらに再生が進んでいくものと考えておりますので、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 国では、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域全てを解除する、これはいつも同じ言葉の回答で、いつまでたっても前に進まないというのが現状で、町としては最近将来的な解除に向けて利活用策をまとめ、速やかに拠点外の復興、再生につなげる、町は一歩進んだ考えを持ち始めたなと私は理解しています。そこで、国際教育研究拠点とか、第2産業団地構想とか、廃炉産業の構築とか、新たな拠点外において計画を立てることによって復興拠点区域を拡大し、計画の変更、追加、こういったことをやりながら、国に復興拠点を何とかしようというような対策を取るべきだと思うのですが、今の課長の答弁だとそんなに差はないのかなと思うのですが、そういった項目で構想を立ててはどうかと思うのですが、課長何かあればお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 広大に広がる農地でございます。土地の活用としては、6号沿線という

こともあり、有効的に活用することが、立地的にいい場所だと思いますし、また浜通りのちょうど中間地点にあるということになると、帰還困難区域を再生していくのだというスタイルを国としてもしっかりとPRすることができるのではないかと考えてございます。それが風評払拭にもつながることだと思いますし、国際教育研究拠点等について議員からもありましたが、現在は国でその構想をまとめている段階であり、意見聴取なんていうことも今しているところでもあります。最終的には夏、秋ぐらいには出てくるかなと思いますが、それらをもってまた県でも立地場所等について決めていくということもありますので、軽々に富岡町のここにということとは言えない部分がありますが、しっかりとその点もにらみながら、農業がいいのか、それとも産業団地がいいのか、太陽光がいいのか、あるいは陸上養殖がいいのかなど、様々な点で検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 両副町長のうち補足があれば。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今企画課長がお話ししましたけれども、町もそれに向かって今鋭意努力していますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） では、大きい2番に移ります。

大きい2番の（1）、町からのお知らせによると、町外避難者の方は避難自治体で接種していただきとありますが、登録避難先以外で接種を受けたい場合に何か最近変更がありましたらばご説明ください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

先ほども若干町長答弁の中で触れましたが、町外に避難されている方につきましては避難先自治体でお願いをしたいということで申し上げておりました。一方、広報と一緒に同封をいたしましたチラシにつきましては、避難先自治体以外で接種を受ける場合についての手続は居住先の自治体でしてくださいというふうな文言が入っていたところでもあります。これにつきましては、居住先ではないところ、例えばお勤め先とかで進めている接種を受ける場合に新たに手続が必要ということでお話をしたところでもあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私が通告出したのが5月17日でちょうど1か月前で、そのときにはまだ富岡に戻って接種できるということではなかったものですから、この間に二転三転といい条件が出てきましたので、今何か変更ありましたかという質問をさせてもらいました。それで、6月に広報版で入った、町内で新型コロナウイルスワクチン接種ができるよというところで県内と限定しています。やはり私のところには、茨城の方からちょうど電話が来て、もしかしたら町内でできるかなと、大熊も櫛葉も

できているようだし、富岡も何かできるみたいですよとお話ししたら、これを見させてもらいましたら、県をまたいだ移動を抑制する観点から県外は駄目ですよと書かれています。でも、何か県をまたいだ移動を抑制しているのかなとちょっと疑問があるのですけれども、県をまたいだ移動は今禁止されていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 先ほどは質問の趣旨を取り違えておりまして、失礼いたしました。ただいまの質問であります県をまたいだ移動についてでございますが、この広報に同封する文書をつくった段階では、福島県で独自の非常事態宣言が出ているという状況でありまして、感染拡大地域との往来を控えるというふうなことが全県的に徹底といたしますか、進められていたところであります。この状況などを踏まえまして、町としましては感染拡大地域からの移動というものを制限する必要があるという観点から、このような記載をさせていただいたところであります。一方、福島県独自の非常事態宣言につきましては、5月末をもって解除されておりまして、それ以降の重点対策におきましては県をまたいだ移動を制限されているというところの文言はございません。ただ、感染拡大地域との不要不急の往来を控えるということにつきましては、現在についても同じように適用されているものと考えておりますので、このような表現になったというところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはりいろんな人の話を聞きますと、予約が取れないと。まだまだ結構おります。これは、富岡町内の方はそういう声を聞かないのですけれども、いわきだったり、県内だったり、そういった中で、つい最近なのですけれども、政府の大規模接種センターにおいて、18歳から64歳までであっても接種券があれば接種できるよということが今日から自衛隊で行っていますけれども、やはり早め早めに接種券、受付ではなくて接種券を郵送して、関東圏に避難している人であれば東京まで予約が取れて行けば受けられますよと、そういう体制も取るべきではないかなとは思いますが、町ではどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

議員の指摘のとおり、国で大規模接種会場におきましては18歳からということで接種の対象の範囲を広げているというところでもあります。町におきましては、これまでまず高齢者の接種を優先させるというふうな国の考え、高齢者の後のステージについてはその後というふうな接種計画を立てていたところから、町では7月に接種券の印刷を予定していたところでもあります。昨今の国の全体の状況が前倒しという形になってきておりますので、これをできるだけ6月中には印刷を完了させ、7月の上旬には発送できるようにということで、できるだけ前倒しをして進めていきたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今日町長答弁にもあったように、1回目のワクチンが入ってくる、2回目のワクチンが入ってくる予定が立った、そういったことでやはりワクチンが入ってこないといろんな政策が打てないと、そこは大変理解しています。今後これで例えば第4波で終わるのか、また1年後、半年後来るのか、それは全く誰も分からないことではありますけれども、こういった経験を次の段階に生かすために、身近なところに相馬市というところがありまして、割当て方式を採用して予約を取らなくてもスムーズにいったとか、北海道の余市町のように自治体の垣根を越えた広域接種、双葉郡だったら双葉郡民が接種券を持っていれば、富岡でも楡葉でもどこでも受けられるような、ワクチンをお互いに融通し合うような、そういうやり方もあるのかなと思いますので、ここはひとつ次の段階に生かすべきだと思うのですが、課長はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。今回の相馬市の事例などにつきましては、全国的にも紹介をされておりまして、進みが非常に早いということで注目をされているところであります。町としましても、現在富岡町の状況ですと避難先に住んでいらっしゃる方が多いという中で、どういった方法がいいかというところを検討したところ現在のようない方法になったというわけですが、これに限らずこの後どういった場合であってもどういった方法で行うのが町民のためにいいかというのは一番最初に考えなくてはいけないことだと思っておりますので、他市町村の事例、そういったものも含めまして、十分に検討した上で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それから、富岡にあるかどうかちょっと分かりませんが、余ったワクチンの優先接種については富岡町はどのように考えていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、現在の段階で余ったワクチン、それから廃棄したワクチンというものはございません。仮にキャンセル等が出た場合につきましては、町内の高齢者施設であったりとか、あとは役場職員の中で他自治体から来ている応援職員の中には65歳を超えている方もいらっしゃいますので、そういった方にキャンセルが出たときには接種を受けていただくという形を取っておりますので、繰り返しになりますが、今のところキャンセル等の余りは出ておりません。この先につきましては、年齢65歳以上でなくてもそういったことが必要になってくると思いますので、例えば包括支援センターであったりとか、社協であったりとか、あと場合によっては学校関係であったりとか、そういった方に調整をいたしまして、接種枠に空きが出たときには入っていただくようなことで調整をしていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ぜひ無駄の出ないようなやり方をやってください。お願いします。

続いて、大きい2番の（2）に移ります。郡山市内にある養護老人ホーム東風荘では、約30名の利用者がおりますが、感染症対策とワクチン接種対策についてお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 東風荘につきましては、町が指定管理をいたしまして、伸生双葉会にお願いをして運営してございます。感染症対策につきましては、ほかの高齢者施設と同じように感染防止対策と言われているものを徹底させていただいております。現在のところ、感染者の発生はもちろんありませんが、郡山市内でクラスターが発生した事例もございます。ほかのデイサービスセンターではございますが、そのこの系列の施設を利用されているという方も実際いらっしゃいました。その際は、すぐに外出を止めていただき、施設内でお過ごしいただくという作戦を取っていただいております。なお、現在デイサービスセンターも再開いたしまして、以前のような利用の仕方をされていると伺っておりますが、そういった際にも福祉施設で運動不足になりがちなきには、こちらのさくらスポーツの協力をいただきまして、出張で運動の機会を創出したりということもやってございます。なお、感染対策につきましては、スタッフですけれども、そちらは郡山市内の福祉事業者枠でのワクチン接種にエントリーしているということも確認してございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 要介護者の中には、接種会場に行けない方もいると思います。そこは、富岡町と郡山市と連絡を取りながら、巡回接種とか、そういった方法もあるみたいですから、できるだけ全員が受けられるようによろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 説明が足りなくて申し訳ございません。30名の入所者の方、全て郡山市から入所者枠でワクチン接種済ませてございます。今後1回目につきましては6月の8日に全員接種、2回目につきましては6月の29日接種予定でございます。申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町では、令和2年7月31日時点で富岡町商工会に加盟している中小企業及び個人事業主に対し感染症対策奨励金が事業者1回当たり10万円を支給されていますが、当該事業者は何件あったか、また実施状況の点検は行いましたか。その辺を聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

昨年度実施いたしました新型コロナウイルス感染症対策奨励金につきましては、対象事業者としまして130件の企業を見込みまして、申請件数が78件でございます。こちらにつきまして、交付後の対策状況を確認するために、まず交付者の78社に対してアンケートを実施しております。そのアンケートにつきましては、商工会、町職員が協力をして78社全て現地に行きまして聞き取りをしてアンケートを回収しております。その結果、各企業につきましてはそれぞれに、マスクや消毒液というのは当然なのですが、いろいろと10万円以上の備品等を購入して、しっかりと対策をしているということで、昨年度の奨励金につきましては効果があるものだと町では判断しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それを踏まえての質問なのですが、環境省発注の町内での除染解体工事において新型コロナの陽性患者が出ています。環境省の発表では、作業員と町民の接点はなかったと言っておりますが、昼食時には多くの作業員を見かけます。そこで、お昼どきのお店屋さん、昼食時店内での会話を慎み、食事のときのみマスクを外して黙食に協力してください、このような内容を記載したとみっぴー採用の漫画的なポスターを配布してはどうかと思うのですが、町はどのようなふうに思いますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） さくらモール、町で管理をしておりますが、そちらにつきましてはやはり復興関係者の方が昼食時多くいられます。こちらにつきましては、飲食ブースにつきましてはただいまご提案をいただいたようなものにつきまして、つい立てのところに黙食のシールだけは貼らせていただいております。町内にいろいろと飲食店ありますので、そういうところについては町で何かを作りまして、そういうところでご協力をいただけないだろうかということで、そちらについては検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 終わりになりますが、通告はしておりませんが、宮本町長に一言申し上げさせていただきます。

8年前、町長として定例議会において、私は一般質問に立ちました。内容は今でもはっきり覚えているのですが、時には激しく議論をさせていただき、おかげさまをもちまして私は一人前とはいきませんが、議員として成長できたものと思っています。そして、町長職として最後となる今日の定例議会においてまた一般質問をさせていただくことができましたこと、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。そして、長い間の重責お疲れさまでした。いろいろお世話になりました。

これもちまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問は以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 (午前10時36分)

再 開 (午前10時37分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

〔2番(佐藤教宏君)登壇〕

○2番(佐藤教宏君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、放課後児童クラブ等の設置についてでございます。(1)、子供を持つ共働き世帯や独り親世帯の留守家庭において、仕事を辞めることなく安心して子供を預けることができる場所があるかどうか移住、定住を決断する上で重要な条件の一つと考えます。震災以降、児童館は全て廃止され、放課後留守家庭の小学生を受け入れる施設はなくなってしまったことから、放課後児童クラブの設置など対応が必要と考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

大きい2番、地域のにぎわい創出についてでございます。(1)、にぎわいのある富岡町を創出するためには富岡町商工会、富岡町観光協会、とみおかプラス及び担当課である産業振興課と企画課の連携を強化し、新しい事業を創造することが必要であると考えます。現在の連携状況とにぎわい創出のための施策を伺いたいと思います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 2番、佐藤教宏議員の一般質問については、1について教育長からの回答とし、2については私からお答えいたします。答弁の順につきましては、まず最初に私から2について、次に教育長から1についてお答えいたします。

2、地域のにぎわい創出について。(1)、にぎわいのある富岡町を創出するためには富岡町商工会、富岡町観光協会、とみおかプラス及び担当課である産業振興課と企画課の連携を強化し、新しい事業を創造することが必要であると考えますが、現在の連携状況とにぎわい創出のための施策を伺いたいについてお答えいたします。町が目指すにぎわいは、人が集い、暮らすことによって地域コミュニティーが豊かになり、地域経済を潤してゆく交流と地域経済の好循環であり、私が常々申し上げている復興は人に通ずるものと考えております。このため、当町に足を運んでいただく様々な催しによって交流人口の増加を図ることができ、にぎわいの形成へとつながることが期待されており、町内における様々な団体がそれぞれの分野において取り組んでおります。観光交流事業における連携については、

町内一部の避難指示解除から事業の企画、運営に携わってきた一般社団法人とみおかプラスと共に町内で再開した富岡町商工会や民間主体として動き出した富岡町観光協会との協力体制を整えており、さらなる連携の強化を図るため、各団体の取組や考え方を共有し、イベントごとの役割調整をする関係機関情報共有会を今年5月に設けたところです。現在は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内でのイベント開催も苦慮するところではありますが、ポストコロナを見据え、各団体の活動趣旨に基づいた取組を展開しております。今後も相互に補完し合える体制づくりを行いながら、新たな発想を積極的に取り入れ、町内のにぎわい創出に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） では、1、放課後児童クラブ等の設置について。(1)、子供を持つ共働き世帯や独り親世帯の留守家庭において、仕事を辞めることなく安心して子供を預けることができる場所があるかどうか移住、定住を決断する上で重要な条件の一つと考える。震災後、児童館は全て廃止され、放課後留守家庭の小学生を受け入れる施設はなくなってしまったことから、放課後児童クラブ設置など対応が必要と考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。

町内で学校が再開して以降、震災前にありました児童館のような子供の居場所となる施設は今はない状況です。現状としましては、放課後のスクールバスが出発するまでの見守りや、夏休みの午前中約2週間のサマースクールを実施しているところではありますが、児童クラブ等の役割を十分に満たすものとはなっておらず、課題として認識しております。町教育委員会といたしましては、現在の町の状況を踏まえ、子供たちの安全な居場所づくりが必要であり、子供同士の関わり合いや様々な活動を通して自主性や社会性、創造性を培う場としても重要であることから、児童クラブ等の設置に向け検討を行ってきたところでもあります。先般行った保護者アンケートにおいては、ほとんどのご家庭からあれば利用したいとの回答をいただいております。運動不足の解消や学習支援などの活動内容に関する具体的な要望も伺っております。児童が増えてきたことや世帯における就労の状況など、様々な理由により児童クラブ等の設置について保護者のニーズが高まっているものと考えております。ご質問にありました移住、定住の際重要な条件の一つになるということもまさにそのとおりであり、加えて町内の生活環境を充実することにより、子供のいる世帯の移住、定住のみならず、企業誘致にも資するものとも考えられます。今後放課後児童クラブ等の設置に向け、保護者や児童のニーズを最大限取り入れながらさらに検討を深め、速やかに具体化してしてまいる考えであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。大きな1番、放課後児童クラブ等の設置について再

質問をさせていただきます。

ただいま教育長より答弁ございましたが、前向きにというか、放課後児童クラブの設置に向けて今進められているということで心強く思っております。その中でどうして必要かとか、それを準備している間にどうするべきかとか、そういったものを質問をさせていただきたいと思っております。現在富岡町の人口減少しております、町内居住者がまだまだ少ない中で富岡町の将来を担ってくれる子育て世帯に多く住んでいただく必要があるのではないかと考えております。避難されている子育て世帯の町民や新しく富岡町に移住しようとしている子育て世帯の方々が富岡町に住もうと判断する材料の一つとして、自分たちが働いている間子供を預けられる場所があるかどうかにあると思います。現在富岡町には、未就学児を受け入れられるにこにこ子ども園があり、延長保育もございます。しかしながら、小学校に進学すると児童たちはスクールバスの時間に家に帰らざるを得ない、そういった状況でございます、親が働いていれば低学年だろうが留守番を余儀なくされるという状態にあります。児童館が廃止された今、留守家庭のために安心、安全な児童の居場所を早急につくる必要があるのではないかと考え、今回質問させていただきました。なぜ早急に放課後児童クラブのような児童の居場所づくりをしなければならないのかと申しますと、1つ目としまして先ほど富岡町の将来を担う子育て世帯に多く住んでいただく必要があると申し上げましたが、それだけではなく、現在既に町内にお住まいの子育て世帯の皆さんがおります。住んでいる方の中には、児童を預けることができる場所がないことから、就業することを諦めたり、仕事を休まなければならなかったりと厳しい生活を強いられている世帯もあるかと思います。今住んでいる子育て世帯の皆さんが、富岡町に住んでいるとぎりぎりの生活しかできないと、そういうふうになってしまうと町外に避難している方で帰還しようとしていた方や、新規に移住しようと思っている方はどのように感じるのか、子供と保護者が安心できる教育環境の整備を進めている富岡町としては、児童の居場所づくりを早急に対応することでアピールできる絶好のチャンスではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ご質問ありがとうございます。町が児童の居場所づくりをすることで町にとってチャンスとなるがというご質問でございましたけれども、そこにつきましては教育委員会だけではなく、町としても共通の認識として持ち合わせてございます。町が復興に向けて歩み続けている今、人口が増えること、とりわけ子育て世帯が増えることは単なる人口増だけではなく、町に活気、にぎわいをもたらすことになると考えております。また、議員が居場所づくりが必要な理由として話されました生活苦や就労に関する問題につきましても、居場所があればその解消につながるようになると考えられますので、町内においてはお住まいの皆様が安心して子育て、生活ができるよう、また新しい移住先をお考えの方におきましては本町を移住先として選んでいただけるよう、少しでも早く運用してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 移住、定住ということですので、企画課長、補足があれば。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今般、先日でしょうか、移住、定住関係の交付金等々が国から発令されました。県も今その準備を整えて、ホームページ等で周知しているところでございます。移住、定住に関しましては、この浜通り全体がそうでございますが、やはり若い方々、未来を担う方々が来ていただきたいという思いは同じでありまして、ある意味言葉は悪いのですが、奪い合いのような状況でございます。そのような中、今ほど児童クラブ等々の話がありました。全国での優良事例ということを押見させていただきますと、やはりそういう受入先、安心して働けるという場所が必要だということもあり、また安心して預けられる場所が必要だということが一番の居住選択に入ってくると考えてございます。移住につながる一つの施策でもありますので、その点については教育総務課としっかりと努めさせていただきたいと思ひますし、また二次後期においても令和6年度でしょうか、そちらの目標として1か所必ず設けるといふ形で掲げさせていただきますので、鋭意取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今企画課長からございましたが、移住、定住のセンターも富岡町にできるといふような新聞報道もありましたので、そういった環境に富岡町あるかと思ひます。ぜひ少しでもより豊かな子育て生活を送るためにも、親の負担を軽減できるような環境づくりを早急に進めなければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つの理由といたしまして、先ほども少し触れましたが、現在の状況ですと共働き世帯や独り親世帯でやむを得ず低学年の児童に留守番をさせなければならない家庭や既にさせている家庭があるかもしれません。町内居住者が現在少なく、近所では大人の目が行き届かない状況で留守番をさせていることがどれだけ不安か察するに余りあるものがあります。こども園のときは預かり保育がございしますが、小学校に進学するタイミングで子供を預ける場所がなくなって、仕事と子育ての両立が難しくなるという状況が発生いたします。全国でもこのような状況を小1の壁と呼ばれる問題として認識されているそうです。これらの問題を解決するために、現在文部科学省と厚生労働省が連携した放課後子ども総合プランが策定されております。厚労省管轄の放課後児童クラブと文科省所管の放課後子ども教室の整備と連携が推進されているそうです。この事業につきましては、小1の壁だけではなく、次世代を担う人材の育成をするために全ての就学児童を対象として放課後を安心、安全に過ごし、いろいろな体験活動を行うことができる児童の居場所づくりをするものでございます。まさに今の富岡町に必要な事業だと思ひますし、この放課後子ども総合プランを基に放課後の児童の居場所づくりを進めていただきたいと思ひておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

放課後の居場所ということで、放課後児童クラブと放課後子ども教室、それと震災前に本町で採用

してありました児童館というものがあります。今教育委員会で考えておりますのは、全児童が利用対象となれるよう、児童クラブと子ども教室の一体型を考えております。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 今課長が答弁したとおりなのですが、議員がおっしゃるとおり、小1の壁の打破、それから次代を担う人材を育成するために必ず必要な施設と考えておりますので、この整備を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も放課後児童クラブと放課後子ども教室、こちらの一体型を希望して今回質問させていただいているところですが、どうしても準備に時間がかかってしまいます。現在は新放課後子ども総合プランとなりまして、社会教育施設等を利用した多種多様な体験活動をさせている自治体が増えてきているとのこと。浪江町、川内村、葛尾村や南相馬市などでは既に実施されている事業でございます。富岡町は全町避難を強いられて、町内居住者が少ない中、学校や児童館などは次々に廃止となってしまいました。幸いなことに富岡町にはたくさんの方の社会教育関連施設がございます。学びの森や図書館にアーカイブ施設、総合スポーツセンターもございます。最近できました地域交流館についても、関連施設ではないかと思っております。現在の富岡町の財政状況や児童数を考えますと、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室をやるための施設を新たに建設するのではなく、それこそ社会教育関連施設を利用して共働き世帯などの留守にせざるを得ない家庭はもとより、全ての児童を対象に放課後の安心、安全な子供の居場所をつくらせて、さらに青少年育成のための体験ができる社会教育の提供の場をまずつくるのが富岡町の魅力にもつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

先ほどの答えのとおり、今は児童クラブと子ども教室の一体型を目指しており、その具体的な運営メニューとして社会教育は必要と考えております。また、社会教育関連施設の利用も多々あるものと想定しております。ただし、クラブ、教室、いずれを取りましても正式な形とする場合につきましては、必要な設備の基準などが定められております。また、その設定基準もそれぞれでございます。それから、拠点となる場所というところも欲しいと考えているところではありますので、財政状況は十分に理解しておりますけれども、必要であると考えているところもございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。国では、今回事業を新たに整備する場合には学校施設を徹底的に活用すること、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指してくださいということでこの総合プランには記載されているところなのですが、今小学

校の空き教室等を考えますともしかしたらそういったところがないのかもしれませんが。そういった中で、社会教育施設等、今ある施設をできるだけ活用していただき、財政のことも検討していただきながら、そういったところも検討していただければなと思っております。先ほども申し上げたとおり、社会教育関連施設を利用して全ての児童を対象に、全員参加させろということではございませんが、希望される家庭や児童においては放課後体験学習や自主学習に参加してもらえる環境をすぐにつくるべきだと思っております。既に富岡町に住んでいて、今すぐにでも必要とされているご家庭もございます。厚生労働省所管の放課後子どもクラブですと、対象者を保護者が仕事で昼間家庭にいない小学生に限定されたり、放課後児童支援員を専任で配置しなければならない、指導計画を作成した上で運営しなければならないなど時間がかかってしまうことから、答弁にもございましたが、放課後子どもクラブの準備を進めながら、できるだけ早く実施できるような施策を検討していただきたいと思っております。その中で比較的制限が少ない文科省スキームの放課後子ども教室を活用し、まず事業を進めてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 議員のご指摘のとおり、富岡町内には震災、原発事故前までに充実した社会体育施設や社会教育施設がありました。それを活用して生涯学習事業が行われていました。町内での学校再開後は、現在まで地域学校協働事業というものを採択を受けて、地域学校協働活動推進員5名を委嘱して学校事業への支援活動を展開しております。この事業の活用や、ご指摘の放課後子ども教室の実現に向けても教育総務課と協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。1つ提案させていただきたいのですが、この放課後子ども教室を実施している全国の自治体では、様々な体験活動をさせることから社会教育や生涯学習所管している部署、まさに生涯学習課なのですが、担当している自治体が多く見受けられます。そこで予算の確保も比較的容易と思われ、すぐに実施できる一つの方法としまして帰宅用のスクールバスで放課後学びの森に来ていただき、生涯学習課職員に図書館での読書や自主学習を促してもらう。生涯学習課の課長の答弁にもございましたが、地域学校協働活動の一環として放課後子ども教室を展開しているところもございますので、様々な可能性を模索してほしいと思っております。そして、今回提案させていただいた学びの森に来て図書館で過ごしていただく、こちらにつきましては本がある環境にすることで本への嫌悪感がなくなったり、読書が好きになったりするという可能性もございますし、町内の子供たちに本に触れてもらうということは図書館職員としても喜ばしいことだと思っております。それから、学びの森は複合文化施設ですので、図書館だけではなく大ホールや研修室もございます。大ホールで大画面でのDVD鑑賞や研修室や森のテラスでの体験活動もできます。大ホールでのDVD鑑賞程度であれば、委託している技術者がいなくても職員が操作することは可能ですし、

体験活動は生涯学習課に配属されている社会教育主事の指導の下、生涯学習課職員で実施できるものではないかと思っております。とはいいましても、生涯学習課職員や図書館職員の負担を考えますと平日に毎回新しい事業を考えるというのは大変厳しいこととございます。基本的には図書館で読書や自主学习をしてもらい、その中で何回かを大ホールでの文化的事業や森のテラスなどでの体験活動を企画、立案していただき、充実した放課後の子供の居場所づくりをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ありがとうございます。富岡町文化交流センターを活用した放課後の子供の居場所づくりについてご指摘を頂戴いたしました。複合施設としての富岡町文化交流センターをはじめ、生涯学習課が所管する施設においてもでき得る事業を検討していきたいと思っておりますので、また当課が行う生涯学習事業に魅力を感じていただいて、結果的に子供たちが集まれるような事業を文化交流センターなどを活用して実施してまいりたいと考えておりますので、今後ご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほども教育総務課長から答弁もございましたが、放課後児童クラブであったり、放課後子ども教室、こちらにつきましてはどうしても時間がかかってしまう。そういった設備の準備等で時間がかかってしまうということがございましたので、最終的には、放課後子ども教室等にこだわらず、まずは生涯学習事業の一環としてこの事業が早急に進めば今すぐ必要としている保護者の切実な問題に対応できるだけではなくて、生涯学習課の所掌事務でもあります家庭教育や青少年育成、体験活動やボランティア活動に関することなど多面的な事業となりまして、生涯学習課の重要性が皆さんに知っていただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ありがとうございます。議員のご提案のとおり、生涯学習を通じた地域づくりを積極的に進め、子供も大人も広く学ぶことができる生涯学習体制を整備することはこれからの町内での生活の豊かさを与えることにつながると思っておりますので、子育てのしやすさや定住に向けた町内での生活の充実がこれからの地域づくりに大変重要なことだと捉えております。震災前のように生涯学習事業を活発に行い、豊かなまちづくりにつながるよう事業を展開してまいりたいと思っておりますので、今後ご指導をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。この場ですぐに何をやってくださいとは言えないものかと思っております。今回この大きな1番では、子供を預ける場所がないと富岡町の将来を担う子育て世帯の皆さんが富岡町への帰還や移住などを考えていても及び腰になってしまうということと、既に町

内にお住まいで共働き世帯などの留守にせざるを得ない家庭を支援すること、この2つの問題を挙げさせていただきまして、早急な放課後の安心、安全な児童の居場所づくりを今回お願いさせていただきました。子供の居場所づくりにつきましては、教育長、教育総務課長からは既に一体型で進められていると答弁をいただきまして安心いたしました。生涯学習課長からは、文化交流センターなどを利用した放課後子ども教室の実現に向けて検討していただけると前向きな答弁をいただきました。それだけではなく、私がこれからの町づくりにおいて重要になると思っております生涯学習事業ですが、積極的な展開をしていきたいと強い言葉も伺うことができましたので、心強く思っております。あとはスピード感だと思っておりますので、既に困っている方もいらっしゃいます。ぜひ早急に進めていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、大きな2番、地域のにぎわい創出についてです。にぎわいのある富岡町を創出するために、商工会、観光協会、とみおかプラス及び担当課である産業振興課と企画課の連携を強化し、新しい事業を創造することが必要であると考え、現在の連携状況とにぎわい創出のための施策を伺いましたが、今回は富岡町のにぎわいづくりについて避難者支援と観光振興という視点で伺わせていただきます。町長からは、5月にもそれぞれの組織、団体が情報共有をしているということで心強く思っているところでございます。結論から申し上げますと、商工会や観光協会、とみおかプラスなどと連携を強化して、富岡町を象徴する桜まつりや夏祭り、えびす講市以外にこれらと同等以上のイベントを複数回実施していただくことで、町外に避難している町民が富岡町に帰ってくる機会を増やし、さらには交流人口が増えることで全国への情報発信へとつながり、富岡町のにぎわいを取り戻せる一つの方法となるのではないかと考えまして今回質問させていただきました。まず、1つ目といたしまして、なぜ各組織の連携を強化してほしいかと申しますと、それぞれが企画立案したイベントなどで同じような事業をやっていないか、それが元で組織間にわだかまり等残っていないか心配しておりました。地域の事業者がお互いの発展と地域の発展のために活動していく富岡町商工会と、町の観光振興事業を企画立案し運営していく富岡町観光協会と、町内外のあらゆる人々のつながりを基礎として未来に向けたまちづくりをしていくとみおかプラス、それぞれの強みが融合されれば桜まつりや夏祭り、えびす講市など、それに勝るとも劣らないイベントを企画立案することができると思っております。そこで、うまく組織間の連携を強めるためには、それぞれの担当部署である産業振興課と企画課が調整役として入ることが重要だと思っております。すばらしい企画であれば、商工観光業などの事業者の皆さんが元気になり、町のにぎわいづくりの一助となります。予算を把握し、活動のための補助金を交付している町担当者が調整役として入ることで、毎年計上している予算額よりも多くの予算を確保し、事業実施させることができると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 11時20分まで休議します。

休 議 （午前11時12分）

再 開 (午前11時18分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(坂本隆広君) お答えいたします。

町では、これまで町外に避難されている町民の方々が町内に足を運んでいただける機会を増やすことなど、また交流拡大のための各種イベントを開催してまいりました。町長の答弁にもありましたが、町内の一部避難指示解除当時につきましては一般社団法人とみおかプラスにおいて、こちらが中心になりましてイベントの実施をしておりました。現在におきましては、3団体におきましてそれぞれの役割を持って町内のにぎわいづくりにご協力をいただいているところであります。さらに、3団体と町との連携ということで会議もスタートしておりますので、その中でいろいろと新たなイベントの情報等が出てくるとお思いますので、実施に当たりましては町としましてもしっかりと財源を確保できるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君。

○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。予算の確保等も、5月から始まったそれぞれの協議会と申しますか、そういった集まりの中で議論を深めていただいて、新しいすばらしい企画を立案していただければと思っております。そして、もう一つ、どうして桜まつりや夏祭り、えびす講市と同等以上のイベントを複数回実施してほしいかと申しますと、先ほど申し上げましたし、課長等からも答弁ございましたが、町外に避難している町民が帰ってくる機会を増やしてほしいということでございます。ふるさとへの思いを強めてほしい、そういった思いで今回質問させていただきました。さらには、町外に避難している方だけではなくて、イベントに興味を持ってくれた町外の人々、こちらの交流人口が増えることで全国への情報発信や移住者の獲得が望め、富岡町の人口増加へとつなげられるのではないかと思います、今回質問させていただきました。特に町外に避難されている町民の皆さんにつきましては、富岡町民として感じられるのは、送られてくる町の広報を読むときに思い出すのかなと思っております。原発避難者特例法により、町外に避難している方からも税金を納めていただいているところでございます。今の富岡町を支えてもらっていることを考えれば、桜まつりのような大きいイベントを実施していただくことで、多く増やしていただくことで遠方からでも富岡町のイベントに参加しようと、足を運んでみよう、そういった機会を増やしていただき、富岡町への思いを強めていただかなければならないと思っております。町としましても、第二次復興計画では町に帰りたい、町と関わりたいと思える30年後の町の将来像を描きながら、町民との心をつなぐ富岡の復興を基本理念に掲げられておりました。そういった中で有効な手段の一つと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(高橋 実君) 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(坂本隆広君) お答えいたします。

まず、議員よりご質問がありましたとおり、町内でのイベントを増やすということにつきましては、交流人口の拡大であったり、町民が足を運ぶというところで、こちらについてはとても有効なところであると思います。現在町内で開催をしておりますイベントのほとんどが国、県の補助金を使って実施をしているところであります。また、震災前は町内事業者やボランティア等によってイベントの協力もいただいていたところですが、現在は人材の確保等についても難しい状況がありまして、ほとんどのイベントについて委託業者への発注ということがございます。ということで、一つ一つのイベントについてこれまで以上に事業費が大きくなっているというような現状もあります。町内のにぎわい創出、交流人口の拡大に向けては、イベントの開催というものは大変重要であると考えておりますので、今後いろいろと関係団体と協議をさせていただきまして、震災前のような企業からの協賛金や協力金等の自己財源の確保を視野に入れまして、町内のにぎわいづくりを実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長、何かない。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、冒頭議員からも3団体におけるわだかまり等々がありましたので、ご心配をかけましたことを深くおわび申し上げます。そのような中、ただいま30年後の絵姿という形で二次計画を策定し、つながりという意味でその思いを込めて計画を策定いたしました。今般後期を作成した際にも意見を伺ったところ、そもそもこの10年間というのはつながっていかねばいけないのだという思いが込められております。一方で、つながりが重くというか、強く主張することによって維持するのが大変窮屈な思いをされているということも一方であるということも感じられます。そこを少しでも和らげるということは、自然と町に足を運んでいただく機会を増やすということでございますので、議員おっしゃられたとおり、観光に関する事業、それから別にしても教育ツアーなり、復興ツアーなり様々ありますが、交流を深めていく、今の時代とちょっと逆行するような流れになるかと思いますが、そういうこともしっかりと検討し、取り組んでまいるといってこれからも進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。企画課長からございました、コミュニティー関係等、そういったのを無理やり押しつけるような状況というのはなかなか理解いただけないのかもしれませんが、だんだんコミュニティーも自然とできてきて、あと気持ちに余裕が出てきてそういったイベント等も外に出てこられるかと思っておりますので、ぜひそういった形でイベントなり、町としての事業を進めていただきたいなと思っております。今回小規模イベントでも企画しなければならぬと思っておりますが、小規模イベントでは遠方からどうしても足を運んでもらえるようなものではなくてしまうのかなと思っております。先ほど産業振興課長からも答弁ございましたが、国や県からの補助金等もいただきながらやっているという状況もございますし、これ以上大きくすると

いうのはなかなか難しいことだと思うのですけれども、桜まつりと同等以上のイベントを実施するにはやはり多額の予算が必要となります。予算の確保が難しいのは承知しております。今は財源に不確定要素が多過ぎまして、中長期的な財政計画を立てることができない状況だろうと私の中では認識しております。ですので、中長期的な財政計画を作成することができて、財政運営が見通せるようになるまでは、重要性は十分認識しているところではございますが、新規での経常経費がかかるようなハード事業はしばらく見送っていただき、これらのソフト事業に投資していただきたいと思っております。そうすることでより確実な財政運営、町の存続を可能にするだけではなくて、町民の心をつなぐふるさと富岡の復興の実現に一步近づく事業となるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 様々ご提言いただいてありがたいというところで、一つにぎわいというところをどういうふうに捉えるかというところを少しお話をさせていただきたいと思っております。

一義的ににぎわいと考えますと、議員おっしゃいますようにいろんなイベント、桜まつりをはじめとするイベント等々で活力を創出する、そういうこともにぎわいだと思えますけれども、私たちが目指さなければならない町内のにぎわいというところについては、日々の生活の中で多様な方々が多様な活動をする、それによって需要が生み出され、その需要がまた別な需要を生み出すと、そういう繰り返しの需要の好循環ということを町長はおっしゃっていますが、そういう状態が一つ町内のにぎわいということになるのだらうと思えます。行政としては、それを目指すために基盤となる社会施設、社会インフラというところは常に整えるという態度で臨まなければならないと思っております。これはバランスの問題だと思ひまして、どれがハード事業で、どれがソフト事業だという定義はありませんけれども、お考えになっているソフト事業、ハード事業のくくりは分かりませんが、そのバランスは必要なのだらうと思っております。どちらかに偏ってもいけませんし、ということになると思ひます。そういう状態を生み出すためには、議員がお考えのハード事業というのは抑制するというお考えですけれども、それをやっていく必要も場合によってはあるのだらうと思ひますし、繰り返になりますけれども、そのバランスというのを取っていくというのが財政運営、それから町政運営にとっては必要なことだと思ひますので、そのようにご理解をいただいたらと思ひます。これは、決して議員がご提案いただいている各種イベント盛んにやっていきましょうよ、そういうことによってにぎわいを創出しということをお否定するわけではございませんけれども、全体を考えていく場合においてはやはり様々な事業のバランスを取っていく、それによってにぎわいを創出していくという考えが必要なのだらうと私どもは思ひているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。もちろん総務課長申し上げたとおり、多種多様な方

々が実際に町内に住んでいただいて、そういった方々の需要から供給が生まれて、そういったいいサイクルがにぎわいできていく、そういったものももちろん理想だと思っております。しかしながら、その中でもにぎわいづくりの一つとして、入り口かもしれませんが、そういった中で大きなイベントをしていただいて、たくさんの方々に富岡町にまず来ていただく、そういった方策も一つのにぎわいづくりではないのかと思って今回質問させていただきました。総務課長がおっしゃるように、最終的にはそうやって需要と供給のサイクルが回って富岡町に住民が増えること、それが一番でございます。一つの案といたしまして、私のほうでは今回イベントを企画するというところから富岡町を知っていただくというような考えで今回質問させていただきました。ハード事業につきましても、もちろん重要性認識しております。しかしながら、なかなか財政運営していく中で見通せない部分がございますので、そういったところもバランスを取って施設等も整備していただければと思っておりますので、絶対施設を建てないでくれということではございません。バランスを考えた上で、財政運営を見通した上でそういった必要なものがあれば必要なのかなと思っておりますのでございます。ありがとうございます。

先ほどから私のほうでは、商工会、観光協会、とみおかプラス、それらを担当する産業振興課と企画課の連携をして町を盛り上げてほしいと申し上げてきたところでございますが、この話になってさらに提案させていただくのもおこがましいところではございますが、さらに提案させていただきますと生涯学習課とも連携を図るといいのではないかと考えております。生涯学習課は毎年コンサートや演劇など企画して実施しております。さらに、さくらスポーツと連携しまして東京6大学応援団やプロ野球名球会などがやってきたドリームベースボール、こちらを実施するなど、震災以前より様々なイベントをやってきました。現在では、金メダリストの高橋尚子さんをゲストに迎えるとみおか復興ロードレース大会は毎年の恒例行事となりつつあります。このように継続的な事業展開ができるとゲストとのつながりも持て、町内外からたくさんの参加者に来ていただけることもありまして、持続可能なモデルで成功事例だと思っております。生涯学習課のイベントも組み合わせることで、富岡町は一年中何かしらの大きなイベントをやっている、そんな活気のある町に見えてくるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 代表して、企画課長、答弁して。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに生涯学習とはということで、生涯学習課長からありましたとおり、心豊かに暮らしていく、人間らしく生きていくということで、学びというのは非常に大切なものかと思っております。まさににぎわいの一つの中には、心豊かにするというところで、計画の中にもサークル団体を30団体ほどつくりましようとか、様々事業展開を繰り返していくということでございます。先ほど総務課長答弁でもありましたとおり、需要と供給のバランスというのは非常に大事なところでありまして、供給側が過剰になってもいけないと思っておりますし、ニーズにいかに対応していくかと

いうのは生涯学習課の力であり、知恵だと思っています。その生涯学習課で今般進めておりますアーカイブ関係をちょっと今協議している段階でございます。お話をさせていただきますと、やはりにぎわいというのは人の流れがあって、多くの方々が通っていることがにぎわいにも見えるような形になるかと思うのです。それをもって民間というか、企業も活力が湧いてくる、商業も発展してくるという流れでございます。今現在富岡町内での施設で申し上げますと、廃炉資料館なり、リプルンなり、こちらの施設がございしますが、そちらをちょっとお伺いしたところ、もう既に5万人を突破するような形で多くの方々が足を運んでいることが分かりました。しかしながら、その5万人の方々がどこに周遊しているかということ、実は町内に入っていないのではないかということも既に分かってございます。これらも含めまして、生涯学習課と私のほう入りまして旅行代理店にちょっと話をさせていただきました。この5万人の方々をいかに町なかに運び、にぎわいを創出していくことができないだろうかということで知恵を絞ったところ、アーカイブにもツアーという形で組んでいただくような形で検討していただけることになりました。さらには富岡町にとどまらず、郡内に回さなければいけないと考えておりまして、例えばJヴィレッジに回したり、伝承館に回したりということは今常に考えており、肝に銘じているのは郡都富岡だということはありません。ですので、その姿勢を貫いてにぎわいというものをしっかりと形成し、この富岡から発信する双葉郡の発展という形につなげていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ただいま企画課長からございましたとおり、人の流れがあって、民間の方々も動くということでまず第一歩かと思っております、それが。そういった中で、事業を1段階1段階進めていっていただきたいなと思っております。現在コロナ禍の今だからこそ、来年度に向けてそれぞれの団体を含めて議論を深めていけると思っております。よりよい企画を立案していただいて、予算要求ができるのではないかと思っておりますので、ぜひ少しでも早く実施していただければと思っております。ありがとうございます。

最後になりますが、今回大きく二つ質問をさせていただきましたが、本質的なことを申し上げますと、富岡町の人口を増やしていかなければ富岡町の存続が危うくなってしまうということです。人口を増やすことは非常に難しく、時間のかかることと認識しております。少しでも早くできることから一つ一つ事業を展開していかなければならないと思って、今回質問させていただきました。多くの人に来ていただいて富岡町に住んでいただくには、近隣町村と差別化を図った事業を企画していかなければならないと思っております。私も今回提案させていただきましたが、もちろん別な方法で状況がよくなるのであればぜひその事業を早く実施していただいて、町民との心をつなぐ富岡の復興を実現していただきますよう最後お願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 (午前11時37分)

再 開 (午前11時38分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

[4番(渡辺正道君)登壇]

○4番(渡辺正道君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、東日本大震災、原子力発電所事故から10年の歳月が流れ、それ以降も国内において地球温暖化の影響と思われる豪雨災害や地震など自然災害の発生を見ない年はありません。本町においても、常に緊張感を持って事に当たるべきと強く思い、また過去の検証を含め、今回は以下の質問をさせていただきます。まず、1番、本町の防災・減災対策について。(1)、平成28年9月修正の富岡町地域防災計画において6つの基本方針が明記されている。復興途上の現在、特に指定避難所の確保及び避難行動要支援者への対策はどのように考えているのか伺いたい。

(2)、原子力災害に対する現在の認識とその対応策について伺いたい。特に避難実施前に放射性物質の放出があった場合の屋内退避、住民避難の対応について伺いたい。

(3)、要支援者保護の観点から避難用品をセットした避難用バッグの配布や、住民避難が生じた場合、該当者をバス等により巡回ピックアップするなど、対策を検討してみてもどうか。

大きな2番、ふたばランドデザインについて。(1)、策定後の推進協議会等の開催状況やその内容について伺いたい。

以上です。

○議長(高橋 実君) 4番、渡辺正道君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 4番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、本町の防災減災対策について。平成28年9月修正の富岡町地域防災計画において、6つの基本方針が明記されている。復興途上の現在、特に指定避難所の確保及び避難行動要支援者への対策はどのようにしているのか伺いたいについてお答えいたします。東日本大震災と原子力事故の教訓を踏まえ、災害対策基本法及び原子力災害対策指針に基づき、平成28年9月に修正した地域防災計画において実効性のある避難システム構築など、6つの基本方針を定めております。この基本方針の下、現在町内6か所を指定避難所としており、今後も町内の居住状況等を考慮しながら、公共施設を中心に

指定避難所を増やしていきたいと考えております。避難所の運用につきましては、災害の種類、規模、想定される避難者の数などの状況によって判断することとしておりますが、適切な避難所の確保を図るため、まずは文化交流センター学びの森を避難所として開設し、必要に応じて逐次避難所を開設していく考えであります。また、避難行動要支援者への対策につきましては避難行動要支援者名簿を事前に作成しており、安否の確認、避難の支援など、避難行動要支援者を災害から守るために必要な措置を講じてまいります。避難行動要支援者の状況は常に変化しておることから、町といたしましては福祉担当課や社会福祉協議会と連携を密にして、災害時に支援を必要とする方の把握に努めるとともに、適切な支援を行うことができるよう体制を整備してまいります。

次に、(2)、原子力災害に対する現在の認識とその対応策について伺いたい。特に避難実施前に放射性物質の放出があった場合の屋内退避、住民避難の対応について伺いたいについてお答えいたします。福島第一原子力発電所の1号機から3号機の核燃料の状況は、冷温停止状態が保たれており、福島第二原子力発電所につきましても原子力災害事後対策を全て完了し、現状は冷温停止状態を継続中となっております。また、発電所における災害発生時の備えとして、非常用発電機の高台設置や電源車の確保など、原子力事故の教訓を踏まえた対策がなされていることを確認しております。地域防災計画においては、放射性物質の放出前に避難を行うことが原則となっております。万が一避難実施前に放射性物質の放出があった場合には、緊急に屋内退避を行った上で準備が整い次第迅速に避難をするよう町民に呼びかけてまいります。

次に、(3)、要支援者保護の観点から避難用品をセットした避難用バッグの配布や、住民避難が生じた場合該当者をバス等により巡回ピックアップするなどの対策を検討してみてもどうかについてお答えいたします。避難が必要となる災害が発生するおそれがある場合におきましては、防災行政無線と併用して広報車による伝達や携帯電話への緊急速報メールなど、あらゆる手段を用いて避難情報を迅速かつ的確に住民に伝達することとしております。特に交通手段のない高齢者や障がい者等の要配慮者につきましては、必要に応じて車両等による搬送支援を行うこととしております。また、町では町内防災備蓄倉庫において飲料水や一般的な食料品等の備蓄を進めており、災害発生時には備蓄品を支給することとしておりますが、非常時持ち出し品につきましては世帯状況に応じて様々であることから個々に準備いただくことを進めており、今後も引き続き周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、2、ふたばランドデザインについて。(1)、策定後の推進協議会等の開催状況及びその内容について伺いたいについてお答えいたします。双葉郡8か町村は、双葉郡全体の復興をもって初めて復興が成し遂げられるという共通認識の下で策定されたふたばランドデザインの理念を各町村の復興計画に反映し、それぞれが復興の推進を図っています。令和2年度における推進協議会等の開催状況としましては、町村長で構成する推進協議会は1回、副町村長で構成する連携会議は視察研修も含め3回開催されたほか、自治体、職員で構成するワーキンググループが随時開かれ、今後の進め方

やアクションプランの作成に向け協議を行っております。各町村における重要施策は、普通の暮らしができる地域を目指す、あるいは震災前以上の繁栄を遂げられる地域を目指すなど、復興の時間軸は異なりますが、復興にかける双葉の思いを一つにして、今後もさらなる連携を図りながら双葉郡全体の復興、再生に向けて積極的に取り組んでまいります。

○議長（高橋 実君） 1時まで休議します。

休 議 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございました。災害対策の基本理念は、災害の発生を常に想定し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。これらを念頭に再質問をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で学びの森を避難所として、そのほか6か所を指定している旨のお話がありました。私が調べたところによりますと学びの森には2,700人近くの収容能力がある旨の資料がありました。ただ、現在の町内居住者は1,500名余りですが、その方たちのほとんどが例えば学びの森に避難してきた際十分な対応、現下のコロナとか、そういうことを想定した上で対応が可能かどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、避難所の運用につきましては災害の種類等々の状況によって判断し、まずは文化交流センター学びの森を避難所として開設し、必要に応じて逐次避難所を開設していくということで、現在防災パンフレットにもありますとおり、指定避難所としているところが6か所指定しております。考え方として、まずは学びの森、そちらを開設して、避難者数が多くなるという想定ができるようであれば逐次避難所を広げていきたいと考えておまして、そちらにもきちんと職員を配置して現在対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。それでは、ちょっと質問の切り口といたしますか変えます。本計画策定後、学びの森等をはじめ指定避難所を開所した実績はありますか。その詳しい経緯等を時系列でちょっと説明してください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご質問は耐震改修をしているかどうかというところではなく、使ったことがあるかということによろしいでしょうか。失礼いたしました。実際に現在起こっている災害の規模からして、学びの森だけで今のところはこの計画策定後につきましてはそういった運用で進んでいるということをございます。なお、昨今の新型コロナウイルス、そういった感染症も踏まえまして、そういう疑いのある方に関してはまた別なところを考えるとというようなところで、現時点においては使ったということをございません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○生活環境課長（黒澤真也君） 失礼いたしました。避難所の開設の時期の時系列の件につきましては、現在資料整っておりませんが、令和元年の台風19号、その際には学びの森に80名収容した実績がございます。それ以外については、それ以外の地震の際には自主避難してきた方の受入れの実績がございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。その80名の件を聞いたかったのですが、まずその際の災害に対して約80名の方が学びの森に避難してくる際はどのような広報の取り方をしたのか。お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） そこへの移動の仕方ということでご回答させていただきます。

主な方については、自家用車で避難をしてきたという方が多いところをございますが、一部やはり町内に支援を必要とする、搬送支援が必要な方というのをございますので、その方々につきましては消防団等がお宅を巡回して、消防の搬送車に乗せて避難をさせたという実績がございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 広報というお話だったものですから、当時令和元年の開設した際には、生活環境課長は町外でのイベント等に出張ということでおりませんでしたので、私はおりましたので、その話をさせていただきます。令和元年の際に避難所として開設した災害が豪雨災害でございますので、事前の情報ということで非常にたくさん気象庁その他から情報が入っておりましたので、開設の準備は情報が入った段階で開設の準備をし、降雨がひどくなる4時間ほど前には開設をするということを決めて、開設をすると決定した時点で防災行政無線でお知らせをしたと。その後定期的に開設のお知らせと状況のお知らせをして、避難を誘導したという状況にあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。町が開設して、避難者を受け入れたという経緯については理解しました。あと、前段でお話があったのですが、それ以降の今年の2月13日の地震の際には自主避難を受け入れた旨のお話があったと思います。その際の、あれは深夜だったと思うのですが、避難所、学びの森の会場といいますか受け入れなどの対応はどのようになされたのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） その地震の際の自主避難ということで私お答えしましたけれども、避難所として実際に開設をしております。避難所の開設の際には、職員等が受入れの準備をしたところなのですが、数名自主的に来られた方がいらっしゃったということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 私が課長答弁を整理する立場にはないのですが、要は自主避難ではなくて、町として避難所を開設して受け入れたというようなお話と理解しました。それで、当然80名とかある程度の町民を避難所として受け入れたと思うのですが、その際備蓄品目といいますか、災害用の備蓄品目の使用実績とか使用状況はあったのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 基本的にはご自身で避難する際の物を持って来ていただくということで啓発等をしておるところでございますが、備蓄倉庫に置いて食料品であるとか、そういったもののストックをしておりますので、その辺りにつきましては必要数、避難してきた数に応じて配布をしたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 令和元年の際の現実的な配布状況といたしましては、毛布、それから水の配布をしたというところにとどまっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。毛布と水、使用実績があるということで理解しました。それで、先ほどから備蓄倉庫の話があるのですが、現在防災備蓄拠点倉庫、あと南部と北部あると思うのですが、3か所、それらの備蓄品目というか、備蓄量も含めて教えていただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 備蓄品についてのご質問でございますが、現在主要となる備蓄品としては飲料水が約500ミリリットルで1万4,000本ほど、食料品については約5,000食、毛布等につきましては600人分、その他感染症対策用品などが備蓄されている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ただし、今ちょっと僕ひっかかることがあります。500ミリリットルで1万4,000本、恐らくこれ算出根拠を後でご説明願えれば一番いいのですが、一般的には防災指針とかによれば、1人当たり3リッターの水を確保しなくてはいけない。及び3日分の食糧も確保しておくのが理想といたしますか、そういうお話といたしますか、報告、指導がなされているわけで、その状況でこの備蓄量、そして恐らく1か所ではなくて、南部、拠点、北部と分散されて備蓄されているのだと思うのですが、これ実際本当に有事の際にきちっと動けるのかどうか甚だ疑問なところがあるのですが、先ほどの備蓄量の算出根拠をもう一度ご説明いただけますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 備蓄品につきましては、津波による流失であるとか、火災などにより、自宅からの持ち出しができなかった人への配布というのを想定しておりまして、まずは各家庭において状況に合わせたような食料品等の備蓄、持ち出し等々を防災パンフレット等をお願いしているところでございまして、そちらにつきましては引き続き自主備蓄の推進を進めてまいる考えでございまして。議員おっしゃられました1人当たり3リットル、それから3食分ということにつきましては、まさにそういったものを想定しておりまして、それはそういった持ち出せなかった方の人の分を用意するという考えに基づいて配布をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長の答弁である程度理解せざるを得ないのかなと思いますが、実際自然災害時よほど啓発とか、そういうものをきちっとしないと町民手ぶらで逃げてきます。着のみ着のままです。実際私たちが避難したとき、水や食料を用意して広域避難したかといったら、とてもそういう状況にはなかったわけで、また後ほどの質問との絡みであるのですが、備蓄品に関してはこの辺にしておきますが、お願いとして時を待たず、随時備蓄倉庫の品目に関しては充実して欲しいと思います。

あと続きまして、防災マップといたしますか、防災パンフレットにも記載されているのですが、多目的集会所、これに関しては避難場所としての利用は現在どのように考えていますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 多目的集会所等々につきましては、現在緊急避難場所ということで、津波の際の高台避難とか緊急の場合に一時的に避難をしてもらう場所として想定しておりまして、災害対応が中長期化した場合においては町の指定避難所にお集まりいただくことを想定して、こちらに掲載しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。多目的集会所に関しては、結構数が記載されているわけで、災害に応じて利用目的も記載されているのですが、さっき課長もぼろっと言ったのですが、これらの建物に関してはまず耐震とか耐火、あとユニバーサルデザインとか、そういうものは十分に滞在時間が短いとしても、その辺を考慮されて改修なり改善はされていっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） こういった緊急避難場所と指定避難所等につきましてはバリアフリーであるとか、そういったことを考慮して指定しなければならないということで規定されておりますが、こちらの建物に関して耐震改修であるとか、その辺りがきちとなされた段階で指定避難所等に指定したいと、そういった考えで現在は運用しているところでございます。今のところは、町内居住者が少ないということで、指定避難所としては冒頭町長答弁で申し上げた6か所ということで指定をしているところでございますが、そういったところについても指定避難所の候補ということで地域防災計画にも掲載しておりますので、その辺りを考慮して今後指定をしていきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 従来の町民であれば地の利もあるし、土地勘もあるので、避難所が開設していないというようなことは、現時点においてはあそこの場所にあるやつは駄目なのだな、こっちにあるやつは駄目なのだ、あっ、学びの森かと、そういうふうにある程度の理解はできていくと思います。ただし、今後状況を見極めながら避難場所を再編といいますか、運用、利用を考えていくんですが、その中には富岡町の公共施設総合管理計画等によりますと大分、36年、これが策定されて40年近くたっているような施設もあるわけで、その辺はきちともう今のうちから、使用に堪え得るような状況ではないので、危険のリスクを取って、使用をしないならしない、その辺を町民にきちっと周知しないと、従来の町民でなくて新たに居住している町民の方々もいらっしゃいますから、混乱を招くと思うのです。ですから、その辺の周知についてはどのようにお考えですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 指定避難所、指定緊急避難場所等々の周知につきましては、防災パンフレットをまずはお配りすることで住民の方に知っていただくということをやっております、かつ防災パンフレットについても改定等がありましたら随時その最新版を配るような形で町民にお知らせをし、なおそういった避難所の変更、そういったことが今後出てきましたらば、しっかりと広報等で町民の方にお知らせをして、避難所等がここにあるのだというのが分かるような形で今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6か所以外の既存の公民館を所管している課長、補足あれば随時お願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） 産業振興課で所管しております集会所につきましても、現在町内、避難指示解除の場所になりますが、高津戸多目的集会所、上手岡、赤木、上郡山、それに上本町の構造改善センターということで5か所になります。そのうち耐震改修のことでありますが、旧耐震の基準で建てられた建物につきましても、高津戸と上手岡、2か所となります。現在耐震改修は行われておりませんが、緊急時の避難所ということでありますので、今後生活環境課と調整していきます。さらには今既存の学びの森等を使用しているということでございますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） あとは所管している課はないの。ないということです。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 避難場所の件、承知しました。くどいようですが、あくまでも今は計画段階で今後の状況にもよるのかもしれませんが、利用をある程度まだ想定していないのであればきちっとした住民周知をお願いします。あと、課長答弁の中で防災パンフレット、確かに僕もうこれ何度も見させてもらいました。すごくいいものだと思って、内容も充実していると思います。ただし、平成30年7月の西日本豪雨災害があって避難者アンケートが行われたそうです。そのときに避難者にアンケートを取ったら、ハザードマップやこういう資料を見ていたのは20%だったと。そうすると、5人に1人しか見ていないわけで、残りの8割、4人の方は意外と今後の対応を迷うところがあるわけで、やはりこれは周知、周知というのは紙や通信ばかりではなくて、後でも話させてもらうつもりだったのですが、見守り隊や社協やいろいろな自宅を訪問する人間のソフトのコミュニケーションの充実だと思うのです。その辺を今後とも頭に入れていただいて、検討をよろしくをお願いします。

続きまして、避難行動要支援者名簿、これはある程度把握している旨のお話がありましたが、いつ作成されて、現在の要支援者名簿には約何名の方が登録されているか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） お答えいたします。

今町内の要支援者名簿という形で取りまとめをしてございますが、約50名が登録といたしますか、我々のほうで記録してございます。約50名、37世帯となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。要支援者名簿の件に関しては理解しました。当然努力義務といたしますか、推進することに防災計画ではなっているのですが、個々の37世帯のうちの50名に関しては、特に支援が必要な方などに対して個別支援計画などは策定しているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。この50名に絞るまでですが、町内では65歳以上の方々約500名、350世帯の方々現在お住まいでございます。我々で包括支援センター職員、社会福祉協議会職員が常時見守りをしてございます。訪問の際にいろいろな聞き取りがございまして、それから、身障者手帳を持っていらっしゃる方につきましても約50名お住まいで、そういった方々の置かれている状況を総合的に勘案しまして、定期的にランクづけをしております。そこで絞られてきたのが50名ということになってございます。この50名につきましては、障がいの重い方あるいは高齢の方、独居の方等々でございます。さらに、社会福祉協議会の見守りの際に気づきで入ってございますが、移動手段を持たない方というも中にはいらっしゃいます。そういった方を中心に拾い上げて、今まとめてございます。当然見守りは随時行っておりますので、状況が変わり次第更新をかけているという状態でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。町と社協等々と協議、連携を取りながら50名の方を今把握しておられる。こういう会議は、どのぐらいの頻度というかペースで行われていて、当然帰町者といえますか、町に戻ってきた高齢者等は随時更新していつているのか。開催回数であるとか協議内容について教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 情報共有につきましては、定期的に月に1回以上は行ってございます。さらに、突発的にいろんな状況が変わると思いますが、その都度情報交換は行ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。月1回程度の開催、理解しました。ただし、ここでちょっと気になることが今年の2月13日にあった地震のときに、栄町団地だったと思うのですが、深夜のうちに消防団がきちっと家具の転倒や仏壇の修繕とかをして回ったと。これ2月13日土曜日です。それで、週明け月曜日には社協や民生委員であるとか、この関連の方が電話なり訪問とかしていただいたというのはすごくありがたい。ただし、やはりタイムリーさに欠けるのではないかと。本来ならば、重複して何度も、何度もということはないですけども、来てもらうよりは広さと早さに展開してほしいのですが、そういう考え、いわゆる協議内容の中でその辺をもうちょっと煮詰めて、担当区を決めるなどして、それを早さに展開しないと、万が一災害、事故の度合いによっては命に関わるような事態にも発展しかねないので、その辺に関してはどのようなお考えですか。

○議長（高橋 実君） 地震の震度が幾つ以上はこうで、何でというのまで併せて答弁に盛り込んでください。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

早さに展開するという事は、やはり大変重要なことだと思っています。我々の課といたしましても、消防団がすぐに見回れるような体制というのを整えておりまして、しっかり福祉担当部門のそういった情報等につきましても情報共有をして、その方にはこういった支援をしなければならないというようなところで、そういった認識を持って行動をさせているところでございます。なお、地震につきましては、震度4の地震の際には注意の配備ということで、震度5弱以上の地震からそういった対応に移ってまいるといふことで、順次震度によって対応の仕方というのを変えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 避難場所の再編といいますか、今後の計画も含めていずれにしましても居住者に寄り添った避難計画など、防災を想定したソフトの充実をお願いして（1）は終わります。

（2）の原子力災害に対する現在の認識とのことなのですが、どうしても合点がいかないのが、防災計画には現在の第一原子力発電所は住民避難が必要になるような状況は想定し難いと一文記載されています。それは、私自身すごく納得いかない部分があるのですが、町として今の福島第一原子力発電所の状況をどのように認識していますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 町長答弁にもありましたとおり、第一発電所の事故が起きた1号機から3号機、こちらについては冷温停止状態ということではございますので、住民避難が必要となるような状況というのは想定し難いというようなことで防災計画ではうたっております。しかしながら、そういった中で施設の敷地緊急事態であるとか全面緊急事態、そういったものが発生した場合には想定している想定外の状況が発生していることが懸念されますので、避難が必要になる可能性も高いと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。私の認識は、燃料プール1号機、2号機にはまだ1,000本近くの使用済み燃料があったり、構造躯体といいますか、いわゆる原子力建屋自体も結局きちっとした耐震構造が現場に行っている状況まで把握できないような状況であるとか、あくまでも冷温停止といってもデブリにかけている冷却水に関しても注水量を増やしたり、減らしたりしているわけですが、それも恐らく原子炉の下のほうのドーナツ状のところの配管かどこかのつなぎ目から水が漏れているのではないかというお話です。確定的なことは全然分かっていない。さらに、10年前の3.11のときに放出された放射線総量というのは東京電力の試算と原子力規制委員会等の数値ではちょっとずれはありますが、ちょっと桁違いの数値で東電は900ペタベクレル、規制庁というか一般的には570から

700ペタと言われています。ただし、これだけの放射線が放出されて、昨今3月の新聞だったと思うのですが、原子力規制委員会が2号機の原子炉ウェルの上蓋には恐らく20から40ペタベクレルの放射性物質が付着しているのではないかという報告が出ているわけです。そうすると、この号機が4つなり3つなりあるわけで、4号機は大丈夫か、3つあったら3倍したら結構な数字になるわけです。あくまでもそれは原子炉内の容器であって、これらの蓋がもう10年以上ボルトで留めてあって、それが劣化して放出であるとか、建屋の天井が崩れ落ちて、あとは風によって……再臨界ではなくても今建屋の中にある放射性物質の飛散という観点からすると、憂慮する事態は常にあそこにはあるのだなという危機感を持っていないと、私は防災、減災の観点からもやっぱりいけないと思います。それで、いろいろ区分とか、富岡町はPAZ内の規則に準ずるといのは分かりますが、いろいろなパターンちょっと急いで聞かせてもらいますが、広域避難に関しては現在町内にいる方が最悪の事態で、事前、被曝をする前に広域避難しましょう、そういう状態に至った場合、開始から終了までどのぐらいの時間を想定していますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 議員おっしゃられましたような緊急事態等の事象が発生した場合に、町内全域をPAZ相当、原子力施設からおおむね半径5キロ以内ということで、PAZ相当として全町避難を実施することとしております。既に放射性物質の放出があった場合においては、まずは緊急的に屋内退避を行い、準備が整い次第自家用車やバスによって郡山市への避難を行うこととなっております。郡山市の移動につきましては全部でルートとしては8つのルートを想定しております、そのときの風向きや道路状況に応じてルートを選定することとなっております。ご質問の時間につきましては、状況であるとか避難開始から避難終了までの時間ということで、それはルートによってやはり開きがありますので、今何時間を想定しているということはございませんで、その辺りについてはご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 分かりました。ある程度課長の答弁で理解せざるを得ない。私がこの質問をしたのは、避難というのは放射線被曝を増やさないために避難する。ただ、時間がかかりかかったりするようであれば、屋内退避の重要性というものをもう一度再認識してほしいなと思って今こういう聞き方をしたのですが、これもやっぱり被曝線量低減試算例というものが内閣府の資料に載ってまして、放出元から2.5キロのところの数値を被曝を1とした場合、自然換気とコンクリート、RCの場合は1ではなくて0.28、約4分の1、木造と自然換気でも0.5、半分に軽減できるのです。ですから、情報が錯綜した、当然原子力発電所の事故というのも今後単発ということはないわけで、複合災害というものが想定されるわけで、地震があつてさらなる、それに夏場であつて例えば豪雨とかが重なったら、これはもう大惨事になりかねないわけですから、その辺まできちっと想定しておいてほしいのですが、屋内退避の重要性に関しては町の認識はどのようなものでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 議員おっしゃられる屋内退避、そういったことの重要性というのは十分認識しているところではございます。現在の防災計画におきましては、原子力避難がある場合には全町郡山市への避難ということで想定しております。今後防災計画、現在平成28年版ということで、ちょっと現在の状況と乖離するものがありますので、今後の見直しというものを富岡町防災会議に諮問して、答申を受けて、地域防災計画の改定等を進めてまいりたいと考えておきまして、その中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。整備よろしくお願ひしますとこの場で言うておきます。あとちょっとまだ聞き漏れと申しますか、ちょっと足りないところがあるのですが、10年前の3月11日のときは途中で防災無線に関してはバッテリーが上がってしまって使えなかったというような話を聞いております。その後、Jアラートであるとか防災無線の改修、点検等はきちっと行われているのか、手短に答弁お願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘の点でございますが、しっかりと点検等をして使えるような状況、Jアラート等、そういったものの試験であるとか、そういったものもしっかり行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 聞き漏らしましたが、防災に関して固定式衛星回線電話であるとか、非常用電源、この辺の整備に関しても遺漏なく、きちっと対応を今後していただきますようお願いしておきます。

今度は、災害の際の通信連絡者名簿、町の職員動員体制、その辺についてですが、実際原子力事故に関しては恐らく事業者から連絡来るのは1名だと思っておりますが、そして町長に報告する流れになっていると思っておりますが、もし1名でなければ、何名の方が対応して、休日であるとか、休みであるとか、夜間であるとか、勤務時間の割り振り、その辺はきちっと系統立って整備されているのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） そういった災害時における職員のマニュアルというのを整備しておきまして、それは地震の震度であったり、警報等の程度であったり、そういったものに従って各課から何名ずつ出しますよという、そういった計画はしっかり整えているところでございます。町長に報告ということでございますが、それに関しましては生活環境課長が災害対策本部の事務局を取りまとめおきますので、そういったところで私からしっかり連絡をしておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 窓口といたしますか、私が聞いたのは原子力事業、1F、東京電力から何か事故がありましたという場合にどなたが対応して、何名で対応しているのか、その人が休み、休日、夜間であったり、どのような組織体系になっているのかということをお聞きしました。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。原子力の連絡体制でございますが、東電であるとか県からメールが来まして、24時間365日3名で対処できるようなことを整えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。まだまだ現下においては難しい部分が多々あるのでしょうか、やっぱり社協や消防団との連携と、あとはあくまでも自助が大前提であるということはあるのですが、いまだ本町の状況というのは帰町者も増えている、意外とその中で高齢者の割合が増えていっている。なかなか自助が難しいです。さらに、地域コミュニティーの崩壊といたしますか、そういう感じでまだきちっと再生には至っていない。いわゆる共助も大丈夫かなという状況です。その中で、もう少し行政で課長をはじめ執行部の皆さんにもう一踏ん張りしていただいて、確固たる体制を築いてほしいなと思います。そして、リスクコミュニケーションと危機管理というのは全く別物ですから、その観点からいっても、言葉は悪いですけども、体制としては脆弱なのではないかなと感じております。ただし、職員の中には常日頃から防災マニュアルのメモをポケットに忍ばせて職務に精励されている職員もいると聞いております。そういう方もいるということは、まだまだこれから伸び代といたしますか、やれることはいっぱいあると思いますので、ぜひともよろしく申し上げます。

それで、(3)についてはある程度先ほどの町長答弁で理解しました。ただ、トータル的に高齢者であるとか自分で確保できない方には非常用バッグ、中身は補填しなくてもバッグだけでも、あとは先ほども言いましたが、見守り隊や社協など、そういう方とのコミュニケーションを重ねて円滑な避難行動が取れるようお願いしておきます。

そして、2番目のふたばランドデザインについてですが、これはあくまでも長期的展望に立った内容であるので、その辺は十分理解しておりますが、現下の富岡町は原発事故であるとか、処理水であるとか、やっぱり負のイメージが先行する状況にあります。その中で移住、定住や帰町者を増やす一つの方法として、内容には17の事業項目が挙げられております。その中には、ふたば国際コンベンションリゾート構想であるとか、阿武隈高原やすらぎの郷構想であるとか、これまたあぶくま横断道路構想であるとか、あとは僕がこれはずいとも、絵空事に終わらせたくないと思っているのですが、常磐新幹線構想などインパクトがある取組がすごく私たちに夢といたしますか、意欲といたしますか、帰町意欲であるとか、富岡町これから楽しみだなというような希望が持てるような内容になっています。ですから、日々の取組を重ねてぜひとも具現化に向けて、富岡町の災害復興計画との整合性であると

かバランスを取りながら、戦略的に取り組んでほしいと思います。これに関しては、少しだけ答弁いただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ふたばグランドデザインにつきましては、2050年を目安に様々な事業展開、17の戦略を持って取り組んでおるところでございます。既にワーキンググループなり、町長を頭とする推進会議等々持っておりますが、今般令和3年度においては民間の企業が組んでいる民間ワーキンググループというものを立ち上げました。当然その中でこの17項目を一気に進めることはまず難しいことは承知しております。夢というものは、民間企業だけではかなわないものがあります。ということがありまして、17項目を現在国、県に要望すること、それから民間が行うこと、行政のアイデアを募ること、様々な視点で夢を夢で終わらせないような形で具現化に向けて、アクションプラン作成に向けて進んでいると伺っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。段取り悪くて、時間を超してしまいました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

議長から議員の皆様にも再度お願いしておきます。一般質問の要旨の一番下に質問の要旨具体的に記入のことということで、書いている人は自分のことなので分かるのでしょうかけれども、受ける側はどこからどこまで答弁を用意していいのかわかりませんので、簡潔に具体的に書いてください。よろしくお願いしておきます。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第7号 令和2年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第7号 令和2年度富岡町継続費繰越しの報告についてで、令和2年度一般会計予算の継続費のうちから令和3年度へ逐次繰越ししたことについてご報告を申し上げます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、共生型サポート拠点整備事業、継続費の総額17億5,060万円のうち令和2年度予算計上額1億8,150万円について、令和2年度に支出がなかったことから1億8,150万円を、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、太田モニタリング道路整備事業、継続費の総額3億1,100万円のうち令和元年度から令和2年度に逡次繰越しされ、令和2年度年割額とした3億818万1,000円について、令和2年度において支出済額がなかったことから3億818万1,000円を、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、富岡町アーカイブ施設整備事業、継続費の総額19億6,855万3,000円のうち令和2年度予算計上額6億7,093万3,000円に、令和元年度から令和2年度に逡次繰越しされた1億8,994万9,000円を加え、令和2年度の年割額とした8億6,088万2,000円から令和2年度の支出済額2億3,438万8,595円を差し引いた6億2,649万3,405円を、また第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設等災害復旧事業、継続費の総額6,000万円のうち令和元年度から令和2年度に逡次繰越しされ、令和2年度年割額とした5,120万5,000円について、令和2年度によって支出済額がなかったことから5,120万5,000円をそれぞれ令和3年度へ逡次繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 令和2年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第8号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第8号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてで、令和2年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費の一部または全部を令和3年度へ繰越ししましたので、ご報告をいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、新型インフルエンザ対策事業4,445万6,000円のうち3,888万7,000円を、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農業水利施設等保全事業6億3,263万7,000円のうち4億4,649万9,400円、同款同項、事業名、被災地域農業復興総合支援事業19億1,845万7,000円のうち17億9,916万7,995円、同款同項、事業名、農村地域防災減災事業2億200万円のうち1億8,000万円、同款第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業2億100万円のうち、1億1,483万5,900円、同款第3項水産業費、事業名、水産業振興事業5億7,100万円のうち3億5,758万7,900円を、第7款商工費、第1項商工費、事業名、商業拠点施設整備事業1,510万円のうち1,250万円、同款同項、

事業名、工業団地事業 1 億 2,837 万円のうち 1 億 2,000 万円を、第 8 款土木費、第 2 項道路橋梁費、事業名、道路橋梁管理事業 9,480 万円のうち 4,622 万 2,900 円、同款同項、事業名、道路新設改良事業 3 億 5,741 万円のうち 1 億 6,242 万 4,000 円、同款第 4 項都市計画費、事業名、都市計画事業 1,800 万 9,000 円のうち 900 万円を、第 9 款消防費、第 1 項消防費、事業名、消防施設維持補修事業 2,759 万 3,000 円のうち 1,992 万 4,000 円を、第 10 款教育費、第 3 項中学校費、事業名、第一中学校施設維持管理事業 585 万円のうち 585 万円、同款第 5 項社会教育費、事業名、歴史民俗資料館事業 4,593 万 2,000 円のうち 4,587 万 8,000 円、同款同項、事業名、施設管理事業 1 億 3,004 万円のうち 3,047 万円、同款第 6 項保健体育費、事業名、体育施設管理事業 8,500 万円のうち 5,700 万円をそれぞれ地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により令和 3 年度へ繰越ししましたので、同法同条第 2 項の規定に基づきご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 8 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。次に、報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての内容をご説明申し上げます。

本件は、令和 2 年第 9 回富岡町議会定例会において、富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）として議決いただきました繰越明許費、第 1 款事業費、第 1 項下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額 3,200 万円において、翌年度繰越額として 1,000 万円を地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により令和 3 年度へ繰り越しましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 9 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。次に、報告第 10 号 令和 2 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、報告第10号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について、内容をご説明申し上げます。

本件は、令和2年第9回富岡町議会定例会において、富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）として議決いただきました繰越明許費、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費、事業名、集落排水災害復旧事業、金額8,510万円において翌年度繰越額として3,890万円を地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和3年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 令和2年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時14分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和3年6月18日（金）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第56号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第57号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第58号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第59号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第60号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第62号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第65号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 工事請負契約について

議案第67号 工事請負契約の変更について

議案第68号 工事請負契約の変更について

議案第69号 工事請負契約の変更について

議案第70号 工事請負契約の変更について

議案第71号 工事請負契約の変更について

議案第72号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

- 1、総務文教常任委員会報告
- 2、産業厚生常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高野剛君
副町長	滝沢一美君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	坂本隆広君

参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
郡山支所次長	前田聖子君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	小林元一
議事事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議事事務局 庶務係主任	黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 堀 本 典 明 君

2番 佐 藤 教 宏 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を農業委員会事務局長より求めます。

農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、議案第51号富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、内容をご説明いたします。

現在の農業委員の任期が本年7月7日までとなっており、新たな農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に原則として認定農業者が農業委員の過半数を占めることと規定されております。このたびの農業委員への推薦及び募集と、その後の評価を経て決定した農業委員候補者となった者のうち、認定農業者は2名と、定数10名の過半数に達しておりません。ただし、認

定農業者が少ない場合の特例として、議会の同意を得た場合は、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする事ができると規定しております。今回の農業委員会候補者10名のうち、認定農業者2名と認定農業者に準ずる者3名を合計しますと5名となり、少なくとも委員の4分の1を認定農業者及びこれに準ずる者とする事ができるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 2点確認させてください。

今説明のとおりだとは思いますが、認定農業者が少ないということで、それに準ずる者3名、合わせて5名ということで、この5名はもう間違いなくなるものだと思うのですが、ほかの5名がいろいろその点数制とか国の基準に沿って今回選んだと思うのですが、委員会でも大分聞かせてもらったのですが、再度確認ということでお聞かせください。本来であればやっぱり地域制をもってすべきだったのかなと私は思うのですが、今回はその地域制を取れなかった訳、多分点数制で来たからどうしても固まったのかなと思うのですが、再度確認の上でお聞かせください。

あと、今回ここに議案として上がってきている10名の方が今まで農業法の中の要は法律違反、何かやって農業委員会に文書で何かを出したということがないかどうか。本来であれば、今回の農業委員は、どちらかという法律を遵守して農地を守っていく役目だと思うのです。そういう部分で私も委員会でも聞かせてもらったけれども、そのとき資料がないということで回答ありませんでしたので、そういう方がいないかどうか、その2点お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

地域のバランスというところだと思っております。こちらにつきましては、委員会でもご説明をさせていただきましたが、まず法律に基づきまして、農業委員につきましては、農業委員会の中の最終的の合議体としまして、方針を決定するというふうな役割を持っております。その中で、今後決定します最適化推進委員、こちらについては町内の各地区における活動、現場活動ということで、そういう役割を持っております。今回、この中で、評価委員会の中で点数の高い順に10名を選んだときに、町内全体と見て決してバランスは悪くないだろうというふうなことの決定をいただきまして、今回10名を議会に同意を求めているところであります。

次に、2つ目ですが、今回の候補者の中で法律に基づいての件ですが、こちらにつきましては、法律に基づいて違反をしたような方は、10名の中にはおりません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。富岡町そんなに広くないですから、今言ったように最適化推進委員がうまく町内に満遍なく分かれていれば、そっちが実動部隊になりますので、それでもいいのかなと思うのですが、まして農業委員もそういうふうな感じでやっぱり地域制を持っていけば、なお結構なのかなと思いますので、今後、3年後になりますか、今後また選ぶときには、今回のやり方のように、もう徹底して点数制でいくのだよというのか、次回は地域制も少しは鑑みましょうかという考え方、今の議案がまとまらないとそこまでは答え出ないかと思しますので、その辺は要望にしておきます。

あと、違反者はいなかったということで、法律を守る立場ですので、その辺は十分気をつけてやっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

議案第52号から議案第61号まで、続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 改めまして、おはようございます。議案第52号から議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町農業委員会委員の任期が令和3年7月7日をもって満了となるので、本委員会の委

員に塚野芳美氏、深谷昇氏、石井功氏、渡邊康男氏、笹山光政氏、高橋繁子氏、小坂竜也氏、佐藤忠氏、佐藤清隆氏、林秀樹氏の10名を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

農業委員会委員の任命につきましては、公正性及び透明性を確保する必要があるため、農業委員会等に関する法律第9条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則第4条第1項の規定に基づき委員候補者の募集を行い、定数10名に対し14名の応募があり、5月17日開催の富岡町農業委員会委員候補者評価委員会において、認定農業者などの法律要件や農業への識見、地域農業の再生、発展への意欲、農業者等からの信頼性、農業以外の地域との関わりなどの観点で評価がなされ、農業委員会委員として適任であるとの答申をいただいております。

このように、候補者10名は本町における農業の復興を進める上で必要となる豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方々であり、農業委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第52号から議案第61号まで一括して質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成8票、反対1票。以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 9 票。以上のおおりの賛成全員であります。

よって、本案は原案のおおりの可決されました。

次に、議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は 9 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成7票、反対2票。以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票。以上のおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前10時04分）

再 開 （午前10時12分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第58号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 9 票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は 9 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成8票、反対1票。以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休 議 （午前10時33分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第62号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、国が進める行政手続等における押印の見直しに伴い、令和3年3月に地方税法等の関係法令の一部が改正され、納税者等への押印を求めているものについては、原則押印を不要とされたことにより、納税者等に押印を求める本条例の条項を改めるために行うものでございます。

議案第62号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第4条中、審査申出書には審査申出人が押印しなければならないとする第4項を削り、第5項を第4項、第6項を第5項とするものであり、加えて、第8条第5項の「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。」と改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第63号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和3年度の国民健康保険税の税率変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

令和3年度の国民健康保険税を算出するに当たっては、保険税の必要額が2,661万8,733円の増額となったのに対し、被保険者の総所得である所得割課税基準額が対前年度比で、医療一般分、後期支援金分が5,453万217円の減、介護納付金分が4,823万2,418円の減となるなど、大幅な減額となっております。このようなことから、令和3年度の保険税率は総体的に医療一般分及び介護納付金分については引上げ、後期支援金分については引下げとなる改正内容となっております。

それでは、議案第63号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料2ページから3ページを御覧ください。第3条から第5条の2にかけては医療一般分に係る改正であり、第3条は所得割額算定率100分の7.28を100分の7.75に、第5条は均等割額3万円を3万3,000円に改め、第5条の2は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割2万円を2万4,000円に、特定世帯の世帯割1万円を1万2,000円に、特定継続世帯の世帯割1万5,000円を1万8,000円にそれぞれ改めるものであります。

第6条から第7条の3にかけては後期支援金分に係る改正であり、第6条は所得割額算定率100分の2.52を100分の2.71に、第7条の2は均等割額9,800円を9,200円に、第7条の3は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯割8,800円を8,400円に、特定世帯の世帯割4,400円を4,200円に、特定継続世帯の世帯割6,600円を6,300円にそれぞれ改めるものであります。

3ページから4ページを御覧ください。第8条から第9条の3にかけては介護納付金分に係る改正であり、第8条は所得割額算定率100分の2.85を100分の3.84に、第9条の2は均等割額1万400円を1万6,000円に、第9条の3は平等割額7,000円を9,200円にそれぞれ改めるものであります。

4ページから5ページを御覧ください。第23条は国民健康保険税の軽減世帯に係る規定で、同条第1項第1号は7割軽減の減額対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、アからカまで、それぞれ記載のとりの金額に改めるものであります。

5ページから6ページを御覧ください。同条同項第2号は5割軽減の減額対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、アからカまで、それぞれ記載のとりの金額に改めるものであります。

6ページから7ページを御覧ください。同条同項第3号については2割軽減の減額対象世帯に係る改正であり、均等割額及び平等割額の金額について、アからカまで、それぞれ記載のとりの金額に改めるものであります。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和3年4月1日からとして遡及適用するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、表の内容を省略して朗読してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） それでは、議案第64号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、第204回国会においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律案が提出され、本年5月19日に成立、施行期日を令和3年9月1日とすることによるものであります。

同関係法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る市町村事務は、地方公共団体情報システム機構、J-LISが行うと規定され、その発行手数料は、総務大臣の認可を受け、同機構が定めることとなったことにより、富岡町手数料条例第2条第1項別表に定めた個人番号カードの再交付に係る手数料の規定が不要となることから、削除するものです。

議案第64号別紙資料、富岡町手数料条例新旧対照表の14ページを御覧ください。右側、現行24号、「行政手続きにおける特定の個人を識別する」以下、個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円

を削除し、25号を24号へ、26号を25号へと以降の番号を1つずつ繰り上げるものでございます。

なお、施行期日は、附則において令和3年9月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第65号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の児童の定義について改正をするものであります。

ひとり親家庭の医療費の助成は、ひとり親やその子供、両親のいない子供やその養育者が病院などで診察を受けた際の自己負担分の一部を助成し、その健康と福祉の増進を図ることを目的とした制度ではありますが、これまで該当する児童の定義については、就学していない者の場合は、18歳に達した日から、その日の属する月の末日までが対象期間となっていることに対し、就学している者の場合は、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間と規定されており、就学の有無により助成対象期間に差が生じておりました。今般、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱における児童の定義が、就学の有無にかかわらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と改正されたため、本条例においても、広く健康と福祉の増進を図る趣旨から、就学の有無にかかわ

らず、等しく医療費助成を受けられるよう、児童の定義を同様に改正するものです。

17ページからの議案第65号別紙資料、富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例新旧対照表を御覧ください。用語の定義、第2条の表中において、18ページの記載となりますが、児童の定義について、現行、「次の各号のいずれかに該当する者をいう。(1) 18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者 (2) 18歳に達した日において学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は町長が定める学校、教育施設等に在籍している場合にあっては、その日以後における最初の3月31日までの間にある者」となっているものを、改正案のとおり「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と改めるものです。

なお、本条例の施行日は、附則において公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第65号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議します。

休 議 (午前11時03分)

再 開 (午前11時13分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

次に、議案第66号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を福祉課長より求めます。
福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第66号 工事請負契約について、その内容をご説明いたします。

富岡町共生型サポート拠点施設整備事業におきましては、設計施工一括発注方式により現在進めておりますが、このたび工事請負契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の締結について議決を賜りたく議案を提出したものでございます。

富岡町共生型サポート拠点施設は、高齢者をはじめ、障がい児・者など様々な方々に健康維持や生きがいづくりなどを目的として自由に活用していただけるトータルサポートセンターと、50床の特別養護老人ホームの2棟から成り、町内福祉の中心施設として整備するものです。昨年度から設計施工一括発注方式により事業を進めており、町議会や設置許可権者である福島県からご意見、ご指導をいただきながら実施設計業務を行い、福島県の設計審査も終了したことから、このたび施設整備工事に係る工事請負契約が調ったものでございます。

別紙資料1 ページ、議案第66号別紙資料1 を御覧ください。工事請負代金を17億2,147万2,500円とし、請負者を積水ハウス・日総建・鴻池組特定建設工事共同企業体、代表者、積水ハウス株式会社南東北シャームゾン営業所、所長、井邊剛、工事期限を令和4年3月31日とする工事請負契約書の写しでございます。なお、3ページには見積徴収状況調書も添付いたしましたので、併せてご確認をお願いいたします。

続いて、5ページ、議案第66号別紙資料2 を御覧ください。本工事の概要になります。ページ左側上段、整備場所といたしまして、富岡町大字本岡字王塚地内、旧富岡第二小学校の校庭のうち8,942.36平米を敷地とし、2棟建ての施設構成となります。右側は完成イメージとなります。ページ右側上段には工程表を掲載いたしました。トータルサポートセンターは、年度末の竣工を予定しております。特別養護老人ホームは、それより早い竣工と年度内の受入れ開始を予定していますが、福祉施設であるため、検査なども多くなることが予想されます。関係機関と連携を密にし、効率よく進められるよう努めてまいります。

中段から下段にかけては、両施設の平面図を載せております。今までのご指摘を反映したもので、これまでご確認、ご承認いただいたものと変更はございません。まず、左側がトータルサポートセンターとなります。鉄骨平家建てで、建築面積は1,106.46平米、主な居室構成ですが、青色網かけ部分は多目的に使用できるワークショッブルーム、黄色網かけ部分は交流サロンや就労支援施設としても活用できるカフェスペース、そしてピンク色網かけ部分は健康増進も兼ねた介護予防教室などが効率的に行えるフィットネスルームとなっております。暫定的に各エリアの名称を定めておりますが、館内はある程度自由に活用していただきたいと考えております。さらに、こちらは災害時の福祉避難所としての機能も備えております。

続いて、ページ右側には、渡り廊下でつながることになる特別養護老人ホームとなります。木造平

家建てで、建築面積は2,187.04平米、用意する50床は全て個室で、このうち2床はショートステイ対応としております。主な室用途ですが、10室を1つのユニットとして、全部で5つのユニットで構成され、平面図左上の1つのユニットにつきましては、ピンク色網かけ1でお示ししておりますが、食堂が縦型となります。居室や談話室の構成は、ほかの4つのユニットと同じ仕様となります。残る4つのユニットは、ピンク色網かけ2でお示ししております食堂が横型となります。居室構成は、5つのユニット全て共通で、青色網かけ1の居室1は居室面積13.04平米のタイプ、各ユニット8室の全40室、同じく青色網かけ2の居室2は居室面積12.31平米のタイプで、各ユニット2室の全10室となります。左上のユニット中央部、黄色網かけ部分は、5つのユニット全てに設置いたします談話室となります。また、左下の黄色網かけ部分は、入所者全員での催事や訪問されたご家族との面会などのスペースとなる娯楽室です。その右側、緑色網かけ部分が浴室で、座って入浴できる浴室とストレッチャーで入浴できる浴室をそれぞれ設けております。そのほか、調理室や洗濯室、運営事業者事務室などを備えます。

また、財源におきましては、老人福祉施設整備に係る福島県の補助金や復興庁の福島再生加速化交付金などを積極的に活用する予定であります。

安全第一で遅滞なく事業を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この件につきましては、全協でも説明を受けたのですがけれども、私、大変心配しているのが工期なのです。やはり3月31日までということと、今、郡山の東風荘の方もこちらに入ってもらおうという関係で、早め早めの完成、竣工を迎えなければならないということで、これから入梅にも入りますし、今新型コロナということで、作業員の確保だったり、あとは資材の調達だったり、そういったことで絶対に工期が遅れることのないように、そこは業者と逐一打合せしながらやってもらいたいと、そう思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。私どもも工期が非常にタイトであるということは重々承知してございます。事業担当であります我々福祉課、それとアドバイスいただきます都市整備課と協力しながら、JVに対しても遅滞なく事業を進められるよう逐一指導してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長、補足ある。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 議員ご指摘のとおり、この建物、今の工期からすると大変タイトなことと考えております。しかしながら、今、室内、外構が出来上がり、外のところが出来上が

り、内部造作になった場合については、まずは工期を目的として、安全第一で工期内に進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 全協とか委員会でも大分言わせてもらったのですが、ちょっと見えない、この図面でちょっと分かりにくくて、いろいろ質問したことが反映されているのかどうかちょっと聞かせてください。

トータルサポートセンターなのですが、倉庫が足りないのではないかと指摘もしておいたはずなのですが、あれから以降、その倉庫の部分を増やしたという経緯はあるのですか。ちょっとこれで見えないものですか。

あと1点なのですが、特別養護老人ホームに関しても随分言わせてもらったのですが、ある程度反映されてきたのだと思いますが、談話室になるのですか、左の下の黄色、これ家族が来たときにここで談話スペースとしてという説明もあったかと思うのですが、家族は部屋には行けないのですか。今はコロナがありますので、今はもう駄目なのでしょうけれども、コロナが収まった後でも行けないのか、収まれば、あとは行けるようになるのか。その2点を……もう一点は、今工期の問題ありましたが、特別養護老人ホームのほうが1か月早く竣工させるということですので、奥まったほうから竣工というところかなりやっぱり工事的にも厳しいと思うのです。あとは、安全面でもかなり厳しいのかなと思うのですが、先ほど課長が言ったように安全面も十分配慮してやりますよということなものですから、その辺を十分気をつけてやっていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） では、順にお答えいたします。

まず、トータルサポートセンターの倉庫が不足しているのではないかとのご意見ですが、11月5日の全員協議会でいただいております。その後、こちらの図面では確かに分かりづらいですが、左側のトータルサポートセンター、ピンク網かけの1、2、そして黄色網かけのカフェスペースの間に机が口の字に並んでいる部分があると思います。そちらの後ろに倉庫を造らせていただいております。多目的に利用できる倉庫ということで造らせていただいております。

それから、特別養護老人ホームの家族の面会につきましては、議員おっしゃっていたとおりで、現在であれば、コロナであるので、全面的にどの施設でも部屋での面会、あるいは面会自体を取りやめという運営をされているところもあるかと思いますが、コロナ終息の暁には、私どもとしては家族の方も入っていただけるという状態にしたいと考えております。なお、こちらは運営事業者の安全管理の部分もございますので、まず運営管理者とよく協議しながら、なるべく触れ合う機会が多くなるような運営をお願いしていきたいと考えております。

最後に、工期につきましては、先ほども私も都市整備課長も申しましたが、滞りなく進められるよ

う、かつ安全第一で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） トータルサポートセンターの倉庫の件ですが、想定では間に合う分確保したということですので、町民が集う場所になると思いますので、通路とかそういうところには極力物を置かないようにやっていただければ、置けばけがのもとにもなりますし、よろしくお願いいたします。

あと、特別養護老人ホームなのですが、行く行くは家族も入れるということで、私安心したのですが、私も親で経験あるのですが、やっぱり部屋に行っても見れないと家族としては不安なのです。だから、そういう部分は透明性を高めるために、コロナでも収まれば当然入れるようにしていただければありがたい。今、入れるようにしますよということでしたので、安心します。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか、

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1つお聞きしたいのですけれども、工事に当たって、工事車両の出入口というのは施設の南側なのか、元給食センターのほうを利用するのか。南側は道路幅が狭いので、結構、生活道路で今帰っていらっしゃる方の車もありますので、その辺お聞きしたいのですけれども。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。工事車両の出入りにつきましては、我々も心配してございます。これを今後、道路管理者、県、そして町になりますが、それと私どもとでJVと協議をして、安全を確保できるような出入口で施工していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。できれば早く町民の方々にも周知していただきたいと。

あと1点だけお聞きしたいのですけれども、給食センターのところの押しボタンの信号があるのですけれども、近々撤去と書いてあるのですけれども、それは工事前に撤去するのかな。あつたらいいのかなと思ったのです。やっぱり工事する方たちがそこを通ったりするのにも必要なのかなと思ったのですけれども、その辺はお分かりにはなりませんね。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 町内の押しボタン式の信号機については、これから警察とその撤去の時期であるとか、そういったものを協議してまいりたいと考えておりまして、その辺りが工事に影響しないような形で今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第66号 工事請負契約についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第67号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。
総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。
産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） それでは、議案第67号、工事請負変更契約についてご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第96号として工事契約の同意をいただき進めておりました、椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2の変更契約であります。変更の内容としましては、工事請負代金の変更であります。

別紙資料7ページ、議案第67号別紙資料1を御覧ください。本工事に係る第1回工事請負変更契約です。工事名称は、椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2であります。契約相手方、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本変更契約における条項につきましては、第2条で工事請負代金813万7,800円を新たに増額するものであります。

次に、9ページ、議案第67号別紙資料2を御覧ください。資料左上に今回の主な変更点を記載しております。1点目の施工範囲の変更につきましては、工事着手前の採泥によるモニタリングにより施工対象範囲を見直したものであります。変更箇所につきましては、右側図面上段より、椿屋第1、第2、第3ため池となっております。図面中、グレー着色が対策工事が不要となった箇所、赤着色が新たに追加された箇所となります。2つ目としまして、施工面積、除去厚の変更により発生土処理量を見直したものであります。3点目としまして、椿屋第1ため池において、環境省との調整により、場外へ発生土を搬出したものであります。各ため池の数量の詳細につきましては、資料左側の中段に記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後も関係機関と調整をしまして、引き続き安全第一で工事を進めてまいりたいと考えております。説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

今回、この議案だけというわけではなくて、議会に出てくる工事請負の特に変更関係なのですが、常任委員会でもかなり厳しいご指摘もあったと聞いているのですが、町としてどういうタイミングで議会に出してくるのか、どういう状況の場合に出してくるのか、その辺りの決まり事というかがあるかどうかご説明いただけますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 工事全般ということで、基本的なルールというようなお問ひいただきだと思いますので、私から回答させていただきたいと思います。

議会の議決を経て契約したものににつきましては、その後の諸事情により変更が生じたという場合については、当然のこと議会の議決を得ることになります。しかしながら、いかなる場合にもその都度議会の議決を得ることになりますと、実情に即さないということもございますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて、一定の範囲の変更については専決事項として議会よりご指定をいただいているというところでございます。専決事項の指定の範囲を超える変更につきましては、議会の議決を得ることが必要ではありますが、一定程度の工事進捗を見なければ変更すべき数量や、または工法などしっかりと把握できない、確定させることができないという場合が現実的にある。それから、工事の一時中止によって必要以上に工事コストを大きなものにしてしまうこともある。また、加えて、工事完成の遅れによって関係者への大きな影響を発生させかねないということもありまして、変更の内容などにもよりますが、工事を進めつつ議決を得ることが一般的であります。地方財務実務提要でも、このようなことについては、このような扱い、やり方について否定はされていないといったところになります。

工事の設計変更につきましては、工事目的を変更しない範囲で特に必要とする場合及びやむを得ない場合に行うということが基本原則となっております。現場条件が設計図書と一致しない場合、それから関係地権者や利用者などから求めがあったものや、それから設計図書に誤謬があるなんていう場合も変更の対象になります。これらのことが設計変更の動機や理由ということが多いと考えられます。これらの場合などにおいて、発注者監督員が設計変更の内容を確認して、必要と認められる場合には設計変更を行わなければならないと富岡町工事請負契約約款に定められておりまして、監督員は変更の必要があるか否かを判断して請負者に指示をするということになっております。先ほど申し上げました設計変更の基本原則の中であれば、工事の目的に沿った適正な工事完成物を定められた期限において受け取る、納めていただくという観点から、工事を中止することなく進めることができると

国、県の工事請負契約約款や標準仕様書などからも読み取ることができるということになります。ただし、その設計変更が当初契約した工事の目的と関係のない工事を追加する場合、または当初契約した工事の場所以外での工事を追加する、それから工事の中の一つの工種等々で設計変更による増加金額が当初請負額に対して非常に大きな割合を占めるといったような場合については、変更に関わる工事を一時中止する、または工事全体を一時中止してよく検討し、議会の議決を得るといったような対応をするべきだろうと考えております。いずれの場合におきましても、当然のこと、工事請負代金の変更につきましては、可能な限り速やかで適切な時期に監督員が指示した事項を取りまとめて行うというのが基本と考えており、議会のタイミングであったり、それから工事内容の変更数量、それから金額の取りまとめであったりというところの時期によっては若干ずれることはありますけれども、可能な限り速やかに議事に議決を得るということは当然のことだと思います。

それから、非常に大きな変更だったり、それから工事の内容が大きく変わるような場合については、その都度関係者等の理解を得る、それから議会の皆様にも事前のご説明をするなどということをしてしながら、円滑に工事が進むようにということをやらなければならないと思います。若干、今ほど申し上げたところの部分については町としても少し対応が欠いていた部分があるのではないかとも思われますので、そここのところは改善していきたいと。基本的には、当初工事の目的の中の変更であれば、工事を進めつつ変更をまとめていくということが私ども一般的にやっていることということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 基本的な考え方、理解いたします。今回いろいろとご指導があったということで、もう少し丁寧に議会事務局を通してご相談いただいて、もう少し早いタイミングでもしかしたらできたのではないかとというようなご指摘もあったと思いますので、その辺りしっかりと、きちんと相談していただきながら、出すタイミングなどは諮っていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） これまで議会、委員会での説明の中でいろいろとご指導いただいておりますので、今後いろいろと工事ありますが、先々にご相談をさせていただいて工事を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ため池除染全体の問題なのですがけれども、何度も何度も、いたちごっこのように、大雨が降った、台風が来た、またため池除染が発生すると。そういうことを繰り返さないために、何が原因なのか、先ほど環境省と打合せしながらありましたけれども、やはりその周辺の森

林が原因なのか、上流が問題なのか、やはりその辺は、同じ工事をいつも繰り返さないために、もし森林除染で線量を下げる除染工事が必要であれば、そういったものも環境省に求めていくべきですし、原因追及もやるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

これまでのため池の工事の中では、やはり周辺や上流部からの放射性物質が流れ込んで再度高くなるというところだと考えております。その辺についてはいろいろと、環境省は除染をするほうですが、いろんな大学の先生とか、そういうところにもお話をして、町の状況を確認をいただきたいと思っております。これまでも森林除染という話が議会からも出ておりますので、そこについては、様々な事業の中でそういうものができるか、改めて県、国等には要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、補足ありますか。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 森林除染の必要性については、町としても十分理解しておるところでございます。ため池の放射能濃度、そういったもの向上ばかりでなく、周辺の住宅地の線量が下がらないといったような原因にもなりますので、そういった観点から、森林除染どのように進めてまいるかということを経験省ばかりでなく国全体として考えてもらうようなことでしっかり情報共有を図り、今後対策を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） それでは、議案第68号、工事請負変更契約についてご説明申し上げます。

今回提出をしております本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第97号として工事請負契約の同意をいただいております、家老ため池放射性物質対策工事その2の変更契約であります。変更内容としましては、工事請負代金の変更であります。

別紙資料11ページ、議案第68号別紙資料1を御覧ください。本工事に係る第1回工事請負変更契約です。工事名称は、家老ため池放射性物質対策工事その2であります。契約相手方、有限会社光建設、代表取締役、坂本光幸です。本変更契約書における条項につきましては、第2条で工事請負代金523万500円を新たに増額するものであります。

次に、13ページ、議案第68号別紙資料2を御覧ください。資料左上に今回の主な変更点を記載しております。1つ目としまして、施工範囲の変更でございます。工事着工前の採泥によるモニタリングにより施工対象範囲を見直したものであります。資料右側図面の中で黄色の着色部につきましては、バックホウ掘削による施工範囲であり、青色に着色した部分が新たに追加となった場所になります。2つ目としまして、施工面積、除去厚の変更により発生土処理量を見直しております。3点目としましては、進入路の敷き鉄板を二重にすることで土壌改良なしでの施工が可能となったことから、仮設工の変更を行ったものであります。数量の詳細につきましては、資料左中段に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後関係機関と調整をいたしまして、引き続き安全第一で工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） それでは、議案第69号、工事請負変更契約についてご説明を申し上げます。

今回提出しております本工事は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第93号及び第1回変更として、令和3年3月9日、第1回定例会で議案第20号として工事請負契約の同意をいただき進めておりました、サケふ化施設建築工事の変更契約であり、工事の完成期日を延長するものであります。

別紙資料15ページ、議案第69号別紙資料1を御覧ください。本工事に係る第2回工事請負変更契約であります。工事名称は、サケふ化施設建築工事であります。契約相手方、桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義です。本変更契約書における条項につきましては、第1条で工事の完成期日を令和3年7月30日を令和3年9月30日とするものであります。

次に、17ページ、議案第69号別紙資料2を御覧ください。本工事の工期延伸理由は、国との財源調整により余裕を持った工期を設定することができなかつたこと、また資材調達に遅れが出たことにより、再度国の所管であります農林水産省と調整を進めてまいりました。なお、6月14日付で農林水産省より工期延伸の承諾を得たことを申し添えます。

今後も関係機関と調整をいたしまして、引き続き安全第一で工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 工期の延長ということで、9月30日ですか、実際今年度から本来であればサケふ化施設を利用することだったのかなと思うのですが、いろいろ補助金の問題やら、もろもろで工期が足りないということで、延長はしようがないものだとは思いますが、今年度からサケふ化場を利用する考えだとしたら、今年度はまた前年同様、よそをお願いしてふ化してもらおうと思うのですが、その辺の中身を教えてください。

あと、一部解除になってから5年目に入っていますよね。その中で、遡上したサケのセシウム関係、調査しているかと思うのですが、その辺の数字、もう十分食べられる数字になったのか、検出限界値以下くらいになっているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） お答えいたします。

今回、9月末の工期延伸ということで、例年ですと9月から11月ぐらいがサケの遡上ということでお聞きしております。その中で組合とは調整をしまして、今回できるだけ施設を完成させて、そこで一応処理をしていきたいと現在調整しております。

2つ目ですが、遡上するサケの食品検査の結果だと思いますが、すみません、そちらにつきましては現在データを持っていませんので、至急調べさせまして、こちらについては後ほどご報告をさせていただきますと思います。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） すぐ用意できるの。

産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） 令和2年度の数値となりますが、88ベクレルというふうな数値でございました。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1点目、9月30日、できるだけ早く完成させて使いたいということなのですが、サケふ化施設の水槽ですか、多分セメントなのかなと思うのですが、セメントではなくてFRPとか、そういう感じになっているのですか。ちょっとお教えてください。セメントだとすれば、かなりあく抜き時間が必要ですので、今回は無理だと思うのですが、それ1つと、あとサケの線量88ベクレルというと、まだ食べることはできない数字なのかなと。半分には下げないのですね。100までは基準どおりでいくということだね。分かりました。でも、88ベクレルというと、基準にもうすれすれくらいになってしまいますので、下げる手だてはないですから、しょうがないですけども、その辺は十分広報あたりで出してもいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） 先ほどサケの放射能濃度をお話ししたのですが、訂正させていただきます。先ほど言ったのはアユの数字でございまして、サケにつきまして、大変申し訳ございません。データはないということでした。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） コンクリートの養生の件で、ちょっと遅れるのではないかとありますが、そこについては私としても去年も使えなかったというところがありますので、そこについてはしっかりと調整をして、使えるような形で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

あと、サケのセシウムの話でございますが、基本的には、遡上してすぐの結果を取れば、今漁協で基準としている50ベクレル以下には当然なってくると思いますが、随時その辺のデータもしっかり取って、安心なものであるよというところを広くPRしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 水槽の件は答弁していないようだけれども、誰がしますか。

産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） そちらにつきましても、水槽の中に塗膜等を行ってやれるようになっておりますので、大丈夫だと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。水槽に関しては大丈夫だということで、今年度からできるということであれば、組合も大分助かるのかなと思います。

あと、線量の問題、これだけのお金をかけて施設も造るのですから、やはり震災後、毎年調査すべきだったのかなと思うのですが、その辺の調査はきちっとやってください。多分ほとんど出てはいないのかなと思うのですが、調べることによって証明されるわけですから、今年度からでもいいですから、ぜひ調査をお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議します。

休 議 （午後 零時01分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、議案第70号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（坂本隆広君） それでは、議案第70号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会で議案第94号及び第1回変更として、令和3年3月9日、第1回定例会で議案第21号として工事請負契約の同意をいただき進めておりました、サケやな場整備工事の変更契約であり、工事内容の変更と完成期日を延長するものであります。

資料19ページ、議案第70号別紙資料1を御覧ください。工事の名称は、サケやな場整備工事であります。契約相手方、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本変更契約における条項につきましては、第2条で工事請負代金236万2,800円を新たに増額するものであり、第3条で工事の完成期日を令和3年7月30日を令和3年9月30日とするものです。

資料21ページ、議案第70号別紙資料2を御覧ください。本工事の変更事項を資料下に記載しております。本工事の工期延伸理由といたしましては、河床掘削をしたところ、被災した既存護床工が図面赤着色部及び左の写真のとおり確認され、構造物を取り壊さなければ工事を進めることができないため、新たに構造物の取壊し及び処分を追加するとともに、国との財源調整により作業工程を見直し、末工期を延伸するものです。本工事におきましても、所管である農林水産省と工期延伸の調整を重ね、6月14日付で工期延伸の承諾を得たことを申し添えます。

工事施工内容の変更につきましては、先ほど申し上げたとおり、既存護床工の取壊し及び処分の数量を追加するものであります。

今後関係機関と調整をいたしまして、引き続き安全第一で工事を進めてまいりたいと思います。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第71号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負契約の変更については、令和3年9月、町議会で議決をいただきました、六反田2号線整備工事に係る工事請負契約についての3、契約金額1億9,445万8,000円を2億153万1,000円に変更するものであります。

別添資料23ページ、議案第71号別紙資料1を御覧ください。今回の本工事に係る工事請負変更契約書となります。工事の番号、名称は、第3-2-33号、六反田2号線整備工事であり、請負者は株式会社丸東、代表取締役、西山由美子であります。本変更契約書における条項につきましては、第1条で設計書と仕様書を変更することを記載し、第2条で、第1条の変更に伴い、工事請負代金を新たに707万3,000円増額することを記載しております。また、第3条においては、その他については原工事請負契約書に変更はないことを記載しております。

次に、同資料25ページ、議案第71号別紙資料2、六反田2号線整備工事の第2回変更についてを御覧ください。変更契約書における第1条の設計書と仕様書の変更の概要になります。資料下段、4、変更の内容を御覧ください。今回の主な変更点を記載しております。また、各変更内容の丸つき数字については、上段の1、計画平面図における青色の丸つき数字として、当該変更が発生した箇所をお示しさせていただいております。まず、1点目、①としまして、本路線と県道広野小高線が接続する付近に盛土高が高くなることに伴い、セメント系固化材の混合による地盤改良を行うこととしておりましたが、所定の支持力を得るための改良固化材が、詳細な現場土質試験の結果、当初見込んでいた添加量よりも増量する必要が生じたため、現場精査の固化材量に変更することとしたこと、2点目、②としまして、県道広野小高線ののり面下部に設置する側溝を、当初設計では既存側溝を一部撤去、再設置する計画でしたが、県道管理者の福島県と本工事の補助金負担者である環境省との協議により、側溝自体のサイズを変更することとなったため、撤去再設置から撤去新設へ変更することとしたこと、3点目、③としまして、既存町道敷に埋設されている給水管について、水道台帳などの資料により本工事には支障ないものと判断しておりましたが、道路拡幅改良のための工事の進捗の結果、施工範囲内に給水管が出てきたことにより、工事の支障となることから、入替えを実施することとしたこと、4点目、④としまして、橋台施工のための仮設工である矢板打ち込みをバイプロハンマ工法で設計しておりましたが、打ち込み範囲の一部下層に当初設計以上の硬さの地層が確認されたため、この打ち

込み矢板にウオータージェット機能を付加させることとしたこと、以上が今回の主な設計変更内容であり、これら変更に伴い、請負金額が707万3,000円増額となり、当初契約金額1億9,445万8,000円を2億153万1,000円に変更するものであります。

今後とも、7月末の工期内竣工に向け、安全を第一に工事を進めてまいりますので、議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第72号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、所得の低い子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行う必要があるとして、子育て世帯生活支援特別給付金給付を国費において負担することとなったことや、感染症対策として行う学校保健特別対策事業の国庫補助が確定したこと、また本年2月の福島県沖を震源とする地震による住宅被害に対して、災害救助法の適用などによる住宅復旧支援費用を確保することが必要となったことにより、所要の費用を予算補正するということにしたものでございます。加えて、とみおかアーカイブ・ミュージアムの施設運営体制の確定に伴いまして、会計年度任用職員を確保するために、会計年度任用職員給与費などを計上したものでございます。これらのことから、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,041万9,000円を増額し、歳入歳出予

算の総額それぞれ144億4,372万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金1,466万6,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金並びに同事業事務費補助金1,308万2,000円、学校保健特別対策事業費補助金158万4,000円を計上したことによるものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金90万円の増額は、一部損壊住宅修理支援補助金県負担金を計上したことによるものであります。

第18款繰入金、第2項基金繰入金1,485万3,000円の増額は、各事業の町負担費用や会計年度任用職員給与費を確保するために、財政調整基金より繰入れをするものでございます。

これらにより、歳入合計3,041万9,000円の増額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧ください。第3款民生費1,708万2,000円の増額は、第2項児童福祉費において、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費や給付事務費1,308万2,000円の増、また第3項災害救助費において、地震被害を受けた家屋の復旧支援に要する費用として400万円を計上したことによるものです。

第10款教育費1,333万7,000円の増額は、第3項中学校費において、感染症対策として給水栓への非接触化を図ることとして、自動給水栓の購入のために220万円の計上、また第5項社会教育費において、とみおかアーカイブ・ミュージアム施設運営のための会計年度任用職員の給与費など1,113万7,000円の増額計上によるものでございます。

これらにより、歳出合計3,041万9,000円の増額補正となったものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法については、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。8ページ、9ページありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。10、11ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。学校管理費の第一中学校施設維持管理諸経費で備品購入費220万円計上されているところでございますが、総務課長の説明の中でありましたが、感染症

対策のための給水栓購入ということで、こちらの給水栓について、工事費が必要ないものかと理解しますが、どういったものなのか、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問です。自動給水栓、主に蛇口の部分を替えるということで、一般のご家庭でもできるような取替え、取付けというのが出てきます。今回、その取付け費は含む形での備品購入とするところがございますが、工事費ということでは考えておりませんでした。また、本事業につきましては、補助の対象が、取付け費を含む備品購入は対象経費でございますけれども、工事費は補助要綱にはない経費ということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。子供たちのために早急に取付けを進めていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。11ページ目の一部損壊住宅修理支援補助金、こちらの内容と、あとはその補助金の申請等のエビデンス等、どのようなふうに進められるか教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご質問の一部損壊住宅修理支援補助金でございますが、こちらにつきましては準半壊に……すみません。令和3年2月の福島県沖地震におきまして、準半壊に満たない一部損壊の住宅、これを対象とするものでして、20万円以上の修繕を要した方へ1件当たり10万円の補助を想定しております。なお、予算成立後に速やかに要綱を公布しまして、町民へは周知を図ってまいりたいと考えております。こちら1件につき10万円ということで、10万円掛ける10件の100万円として算定しているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

あと、その申請の際のエビデンスというか、何か罹災証明とかそういうものは必要なのか等、お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 申請の際には、罹災証明書、こちらで一部損壊の判定を受けていることが必要でございます。さらには業者の見積書であるとか、そういったものが必要であるということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページ。
6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今回、アーカイブ・ミュージアムの体制が整ったということで、1人フルタイムの職員の追加の費用が出ているのですけれども、最終的にどういう形で整ったのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） お答えいたします。

会計年度任用職員は当初3名で計上しておりましたが、今回1名追加で4名。あと、正規職員が3名で、合計7名で施設の運営あるいは文化財の保全等を行っていく形になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当初予算にもあったし、いろんなことで分かっているのですけれども、今回1人追加になる人は、どういうことが増えて1人が増えるのかというところを教えてください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） お答えします。

専門的な立場の方を任用することが可能となりましたので、今回計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 当初からの予定、体制については人数変わりはないということでございますが、その中でも、これまで当初には人的な確保ができなかった、今生涯学習課長が申しあげました専門的な知識を有する方ということが確保できたというところから、今回予算を計上したと。専門的な者については町学芸員もおりますが、なお重ねてそういう方が数多くいることで施設の運営展開、それから事業の展開が広がるということの観点からのものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、15ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願い申し上げます。

それでは、1時45分まで休議します。

休 議 （午後 1時26分）

再 開 （午後 1時36分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第17号、令和3年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。当委員会は、6月18日午後1時27分より富岡町役場第1委員会

室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長(宇佐神幸一君) 報告第18号、令和3年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月18日午後1時28分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第19号、令和3年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月18日午後1時29分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第20号、令和3年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月18日午後1時30分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第21号、令和3年6月18日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月18日午後1時32分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。本定例会閉会の前に、宮本皓一町長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

宮本皓一町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） ただいま議長より発言を許可いただきましたので、私の任期中の最後の定例会になりますので、皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会に提出いたしました議案の全てについてご議決いただきましたこと、感謝申し上げます。

私は、4月の臨時議会において、今期で町長の職を退くと表明させていただきました。本定例会が私にとって最後の議会となりますので、改めて、2期8年の間、私の町政運営を忌憚のないご意見と惜しみないご協力でお支えいただきました議員の皆様に深く感謝申し上げます。

東日本大震災と原発事故から、我々は、ふるさと富岡の復旧、復興を成し遂げるため、帰還困難区域を除く区域の避難指示解除、町内生活環境の充実、町外で生活をせざるを得ない町民の方々とのつながり維持に誠心誠意取り組んでまいりました。また、特定復興再生拠点区域の再生への取組を加速させるなど、その時々状況を捉えて一つ一つしっかりと取り組んでまいりました。一方で、小良ヶ浜、深谷地区の避難指示解除に向けた方針がまだ示されていないことは唯一の心残りであり、今後

に思いを致すところであります。

本町の復興は道半ばであると言わざるを得ませんが、町長としての私の2期8年において、本町を未来につなげ、将来を切り開くための取組の道筋は一定程度つけることができたと自負するところであります。希望と笑顔あふれる本町のあしたへ向かうための基礎は築けたものと考えております。

我々は、ふるさと富岡を着実に復興させ、地域の創生に力強く取り組む責任を、今を生きる者としてしっかりと果たさなければならないと考えています。このためには、町民はもとより、本町に関係

する方々や本町に心を寄せてくださる全ての方々と共に手を取り、全体を俯瞰する目を持って、様々な課題に果敢に挑戦してまいらなければなりません。議員の皆様、そして職員の皆様には、今後もオール富岡の考えで一致団結し、未来志向の町づくりを進めていただきたいと心からお願いを申し上げます。引退をする身としては、大変恐縮するお願いとなりますが、この1点をお願い申し上げまして、これまでのご協力に対する私からの感謝と御礼の言葉とさせていただきます。皆様のこれまでのご協力、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（高橋 実君） これをもって令和3年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時53分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 堀 本 典 明

議 員 佐 藤 教 宏